

平成 2 8 年度～平成 3 1 年度

(仮称) 第二次草加市教育振興基本計画

(素案)

目次

第1章 計画の基本的事項

1	計画策定の経緯及び位置付け	2
2	計画の策定手続	4
3	計画の対象	4
4	計画の期間	4
5	計画の進行管理	4

第2章 教育を取り巻く環境の変化と課題

1	人口減少に伴う少子高齢化社会	6
2	ICTの発達・普及によるグローバル化の進展と学力の向上	6
3	ライフスタイルの多様化や家庭・地域社会の変化	7
4	教育行政における市長と教育委員会の連携	7
5	教員の世代交代と若手教員の育成	8

第3章 第一次計画の検証と今後の草加市の教育課題

1	第一次計画の検証	10
2	今後の草加市の教育課題	32

第4章 草加の教育の目指す姿

1	第二次草加市教育振興基本計画の基本理念の考え方	36
2	第二次草加市教育振興基本計画の全体像	37

第5章 施策の展開

基本目標1 一人ひとりのよさや可能性が発揮される学校教育の推進

1 - 1	学ぶ力を伸ばす児童生徒の育成	46
1 - 2	心豊かな児童生徒の育成	54
1 - 3	健康でたくましい児童生徒の育成	58
1 - 4	きめ細かな特別支援教育の充実	62
1 - 5	一人ひとりに応じた就学支援の充実	64

基本目標2 安全安心な教育環境整備の推進

2 - 1	計画的な学校教育施設整備の推進	66
2 - 2	魅力ある教育環境の推進	68

基本目標3 学校・家庭・地域の連携の推進

3 - 1	家庭・地域の教育力の向上	70
3 - 2	組織力をいかした学校経営の推進	74
3 - 3	子ども教育の連携の推進	78

基本目標4 地域の力をはぐくむ生涯学習活動の推進

4 - 1	生涯をとおした多様な学習機会の充実	82
4 - 2	生涯学習施設の整備とネットワーク化の推進	84
4 - 3	文化遺産の発掘・保存等の計画的継続的な取組の推進	86

基本目標5 人権教育の推進

5 - 1	学校人権教育の推進	88
5 - 2	社会人権教育の推進	90

第6章 計画の推進に際して

1	生きる力を育てるための子ども教育の連携の更なる推進	94
2	学力向上への取組の推進	95
3	文化財の保護と活用をとおした魅力あるまちづくりの推進	95

資料

第 1 章

計画の基本的事項

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の経緯及び位置付け

急速に進む少子高齢化、高度情報化、グローバル化、さらに東日本大震災の発生など、社会全体が大きく変化している中で、教育の分野では、子どもたちの学ぶ意欲や、学力、体力・運動能力の低下、不登校、いじめなどの問題行動、規範意識や倫理観の低下など、早急に対応しなければならない様々な課題が生じています。

本市では、平成24年3月に、草加市教育振興基本計画を策定し、「生きる力を共に教育する草加の教育」を基本理念として掲げ、次代を担う子どもたちの育成を目指した様々な教育活動や地域に根差した生涯学習活動を展開してきました。

平成24年度に策定した「子ども教育連携推進基本方針」に基づいて、子どもたち一人ひとりの「生きる力」の育成を図るため、生まれてから中学校卒業までの育ちを共に支える子ども教育の連携を推進してきました。併せて、子どもたちが安全にそして安心して学べる環境を充実させるため、校舎、屋内運動場等の耐震補強工事を完了させ、夏の暑さ対策として小中学校の普通教室や音楽室へのエアコン設置を行いました。

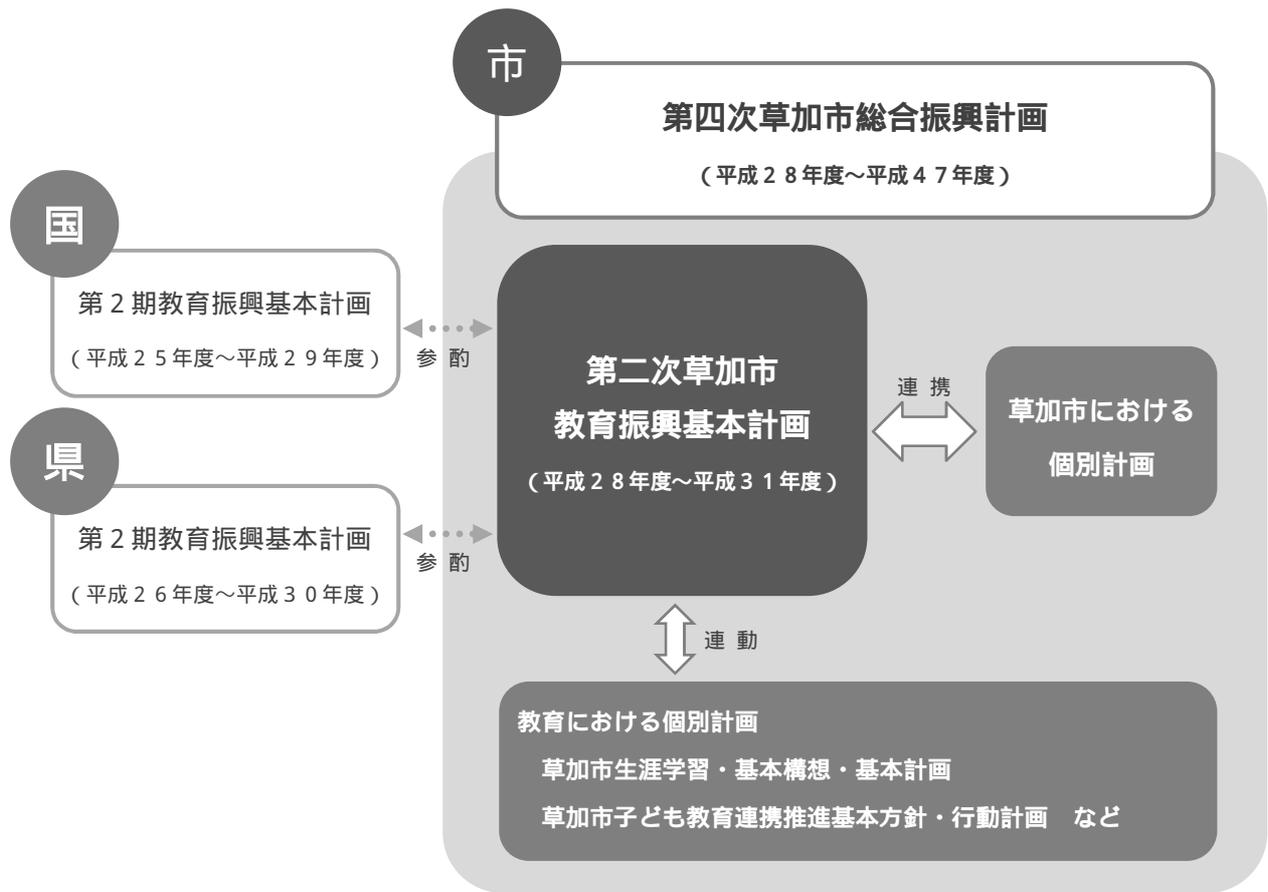
また、市民の「学び」の支援を図るため、生涯学習情報提供サイトを開設するとともに、新里文化センターの建設や栄小学校施設の一般開放などにより、地域住民が自主的・主体的に生涯学習活動や地域の課題に取り組むことができるまちづくり活動の拠点整備を行いました。

さらに、平成26年3月には、草加松原が「おくのほそ道の風景地」の一群をなすものとして、国の名勝に指定され、草加の文化的価値を広めることができました。

人権教育では、学校における人権指導者研修の充実に努めるとともに、公民館等や関係団体を通じた市民への啓発活動を展開してきました。

そうした中、国においては、社会状況の変化への対応や教育基本法の理念の実現に向け、平成25年6月に第2期教育振興基本計画を策定、さらに埼玉県においても、平成26年6月には第2期教育振興基本計画「生きる力と絆の埼玉教育プラン」を策定し、目指すべき教育の姿を明示しています。

本市においても、第一次計画が平成27年度末に終了することから、国や県の計画を参酌するとともに、第四次草加市総合振興計画を踏まえ、将来を見据えた目指すべき教育の姿と取り組むべき施策の方向性を明らかにし、教育行政を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年度を計画初年度とする「第二次草加市教育振興基本計画」を策定する運びとなりました。



2 計画の策定手続

第二次草加市教育振興基本計画の策定に当たり、教育関係者、関係団体に意見を伺い、反映させました。また、パブリックコメント等を通じ、広く市民の皆様からの意見を盛り込みました。

3 計画の対象

生涯における人間の学びの場は、大きく学校・家庭・地域の3つに分かれています。第二次草加市教育振興基本計画は、この3つの学びの場における教育が、有機的なつながりをもって進められていくことの重要性を踏まえ、幼稚園・保育園・認定こども園における幼児期教育及び小中学校における学校教育、家庭や地域における社会教育を含めた生涯学習を対象としています。

4 計画の期間

第二次草加市教育振興基本計画の対象期間は、第四次草加市総合振興計画基本計画との整合性を図るため、平成28年度から平成31年度までの4年間とします。



5 計画の進行管理

第二次草加市教育振興基本計画の進行を管理していくため、毎年度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく事務の点検及び評価の過程において、有識者の知見等を活用する中で、施策の評価を行います。

計画の進行状況の把握をするとともに、必要な改善、見直しを行い、結果を公表します。その結果は、翌年度以降の施策に反映させながら、計画の実現を図っていきます。

第2章

教育を取り巻く環境
の変化と課題

第2章 教育を取り巻く環境の変化と課題

1 人口減少に伴う少子高齢化社会

本計画の計画期間における本市の総人口は、平成28年の245,313人から、平成31年の245,634人へと微増にとどまるものと推計されます。また、平成33年から総人口は減少に転じ、学校教育等の対象となる年少人口(0~14歳)及び社会を支える生産年齢人口(15~64歳)の減少と、65歳以上の老年人口の増加が予測されています。

将来の発展を担うのは、まさしく「人」です。少子化の進行が続く現状を踏まえると、将来を担う「人」づくり、すなわち一人ひとりの子どもたちのよさや可能性が発揮されるような取組に力を注いでいくことが、より一層求められています。

特に、現代においては、経済的な格差の進行が指摘されており、教育やその後の就業の状況などとあいまって、格差の再生産・固定化が進行し、これが社会の活力低下や不安定化につながる懸念されています。そのため、経済的な格差に影響を受けることなく、子どもたちがその能力に応じてひとしく教育を受けられるような取組を推進することが求められています。

また、今まで社会を支えてきた経験豊富な高年者に、今後、学校教育をより効果的に進めるため、地域活動の担い手として活躍できる環境を整備していく必要があります。

2 ICTの発達・普及によるグローバル化の進展と学力の向上

世界規模で人、モノ、情報などのグローバル化が進展し、ICTの発達・普及に伴い、各国間の時間的・空間的距離が非常に近くなりました。

特に、インターネットを始めとするICTの発達・普及が飛躍的に進み、私たちの社会活動のスタイルに大きな変化をもたらしています。

ICTの発達・普及により、情報や知識の円滑な共有化を始め、コミュニケーションの活発化などが期待されています。しかしながらその一方で、有害情報の氾濫、個人情報漏えいなど、新たな問題が発生しています。

そのため、情報を活用する力や自ら考え行動する力を高め、高度情報化社会の特性を理解し、情報モラルに対する正しい知識の習得と態度の育成が必要となってきます。

また、情報の共有性や双方向性といった特徴を持つICT機器を効果的に活用し、分

かりやすい授業の実現や児童生徒の情報活用能力を育成するためにも、学校のICT環境の整備をしていく必要があります。

さらに、ICTを活用して授業の中で個別指導やアクティブ・ラーニングに取り組むための環境づくりや教職員の研修を行い、学力の向上を図る必要があります。

3 ライフスタイルの多様化や家庭・地域社会の変化

人々の価値観は、生活水準の向上や自由時間の増大等を背景に、集団よりも個を重視する傾向が強まり、ライフスタイルの多様化が進展していることから、地縁的なつながりの希薄化が懸念されています。また、核家族化や少子化の進行により、家庭の教育力の低下が懸念されています。

特に、家庭教育は、全ての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣や他人に対する思いやりなど、社会的な規範意識を身に付ける上で重要な役割を果たすものです。家庭においては、幼児期の発達段階から、社会のルール・モラル・マナーを守る規範意識の醸成が期待されます。

また、家庭の教育力の低下は、単に個々の親だけの問題ではなく、親や子どもを取り巻く地域や社会の大きな変化の中で、親子の学びや育ちを地域で支える環境が崩れてきていることもその要因に挙げられます。

そのため、学校・家庭・地域の連携のもとで、地域社会が一体となり、子どもたちの教育を支えていく環境を整備していく必要があります。

4 教育行政における市長と教育委員会の連携

平成26年4月、約60年ぶりに教育委員会制度の抜本的な改革が行われました。

この改革により、市長と教育委員会がそれぞれの役割分担を踏まえつつ、相互に連携を図りながら教育施策を進める仕組が整備されました。今後、市長と教育委員会が力を合わせ相互の連携を図ることで、より市長の意向に即した教育行政を推進していく必要があります。

また、少子高齢化の進展による社会福祉に要する費用の増加や、生産年齢人口の減少による市の税収減少など、本市の行財政運営は、一層厳しさを増していくことが予想されます。そのため、教育分野においても、大変厳しい財政状況の下で、限られた資源を今まで以上に効果的かつ効率的に活用していくことが求められることから、市長との連携を今まで以上に緊密にしていくことが求められます。

5 教員の世代交代と若手教員の育成

団塊世代の大量退職により、教員の年齢構成が大きく変わりつつあります。本市においても、この数年間、経験豊富な教員が退職する中、次代を担うべき40歳代の教員数が少ないため、若手教員が学校運営を担わなければならない状況となっています。

学校現場で、経験豊富な教員がこれまで培ってきた教育理念や指導技術等を、確実に40歳代や30歳代の中堅世代に引き継ぐことはもちろん、若い世代にも研修内容を充実させることで、教育現場の指導力の維持向上に努める必要があります。

第3章

第一次計画の検証と
今後の草加市の教育
課題

第3章 第一次計画の検証と今後の草加市の教育課題

1 第一次計画の検証

第一次計画（平成24年度～平成27年度）では、「生きる力を共に教え育てる草加の教育」を基本理念に掲げ、それを踏まえた5つの基本目標の下に15の施策と56の主な取組を設定し、様々な事業に取り組んできました。

また、15の施策には、計画当初は16の成果指標を設定し、その後、指標の見直しをする中で新たに8の成果指標を追加し、それぞれの施策の進捗状況を検証してきました。

各施策の主な取組は着実に進められ、平成26年度末現在における成果指標の達成状況は、指標設定時の数値から平成27年度の目標値を達成しているものが13、目標値に向けて上昇しているものが6となっています。

目標値を達成している13の成果指標のうち、100%を目標値としていた施策については内容の充実を目指して取組を進め、それ以外の施策についても更に指標の数値を伸ばすことを目指して取組を進めています。

ここでは、第一次計画で示した解決・改善を図るべき主な教育課題について、平成26年度末現在までに取り組んできた成果と今後の課題を示します。

施策の方向ごとの成果指標に係る進捗状況

施策の方向	成果指標	平成24年度 実績値	平成25年度 実績値	平成26年度 実績値	平成27年度 目標値	達成 状況
1 1 学ぶ力を伸ばす児童生徒の育成	「草加っ子の基礎・基本」 基礎学力が定着している割合	93.05%	93.50%	92.34%	93.00%	
1 2 心豊かな児童生徒の育成	「草加っ子の基礎・基本」 規律ある生活が定着している割合	86.55%	86.50%	89.90%	87%	
	不登校児童生徒在籍率 (不登校児童生徒数/全児童生徒数) 小学校 中学校	0.22% 2.32%	0.25% 2.65%	0.43% 2.73%	0.17% 2.47%	
1 3 健康でたくましい児童生徒の育成	「草加っ子の基礎・基本」 健康・体力の項目が維持・向上している割合 (新体力テスト総合評価ABCの割合)	81.30%	80.50%	80.30%	82.50%	
	学校給食における市内産農産物の使用量(累計)	64.8t	91.8t	115.8 t	120t	
1 4 きめ細かな特別支援教育の充実	特別支援学級設置状況 (特別支援学級設置数/全小中学校数)	30/32校	30/32校	31/32校	32/32校	
1 5 一人ひとりに応じた就学支援の充実	入学準備金・奨学資金返済率(現年度)		91.40%	91%	90%	
2 1 計画的な学校教育施設整備の推進	小中学校施設維持管理率 (修繕整備対応件数/修繕・整備が必要な件数)	91.30%	92.90%	92.60%	93%	
	耐震補強工事実施率	100%	100%	100%	100%	
2 2 魅力ある教育環境の推進	西館利用者数(年度累計)		621人	700人	740人	
3 1 家庭・地域の教育力の向上	「親の学習」講座の実施小中学校数		6校	32校	32校	
3 2 組織力をいかした学校経営の推進	学校評価におけるA評価の割合		36.6%	37.9%	40%	
3 3 子ども教育の連携の推進	中学校と交流・連携が行われている小学校の割合		85.7%	100%	100%	
	小学校と交流・連携が行われている中学校の割合 (交流・連携を行っている小中学校数/市内の小中学校数)		100%	100%	100%	
	幼稚園・保育園と交流・連携が行われている小学校の割合	95.20%	100%	100%	100%	
	小学校と交流・連携が行われている幼稚園・保育園の割合 (交流・連携を行っている幼稚園・保育園数/市内の幼稚園・保育園数)		90.70%	94.90%	95%	
4 1 生涯をととした多様な学習機会の充実	生涯学習基本計画達成度(第二次生涯学習基本構想・基本計画の進捗状況調査による達成度)	83.90%	88.76%	91.01%	80.00%	
4 2 生涯学習施設の整備とネットワーク化の推進	公民館利用者数	559,030人	580,688人	592,576人	580,000人	
	図書館利用者貸出数	1,349,836冊	1,290,470冊	1,196,519冊	1,462,000冊	
4 3 文化遺産の発掘・保存等の計画的継続的な取組の推進	歴史民俗資料館来館者数	15,497人	14,352人	16,238人	14,500人	
5 1 学校人権教育の推進	児童生徒の人権課題認識度	91.50%	93.2%	96.3%	93%	
	人権教育・啓発事業等の参加率	53%	72.9%	70.0%	48%	
5 2 社会人権教育の推進	人権教育・啓発事業等の参加者数		2,364人	2,924人	2,500人	

平成24年度実績値が空欄の指標については、第一次計画策定時には未設定であったが、新規に設定した指標表中の○印は、平成27年度目標値を達成していることを示しています。

学 校 教 育

学力の向上について

これまでの取組

子ども達の学力の向上を最重要課題の一つとしてとらえ、子どもたちの学習の実態等を多面的な視点から分析し、その取り組むべき方向性や方法等を明らかにし、具体的な目標を定め、その達成に向けて取り組んできました。

検証

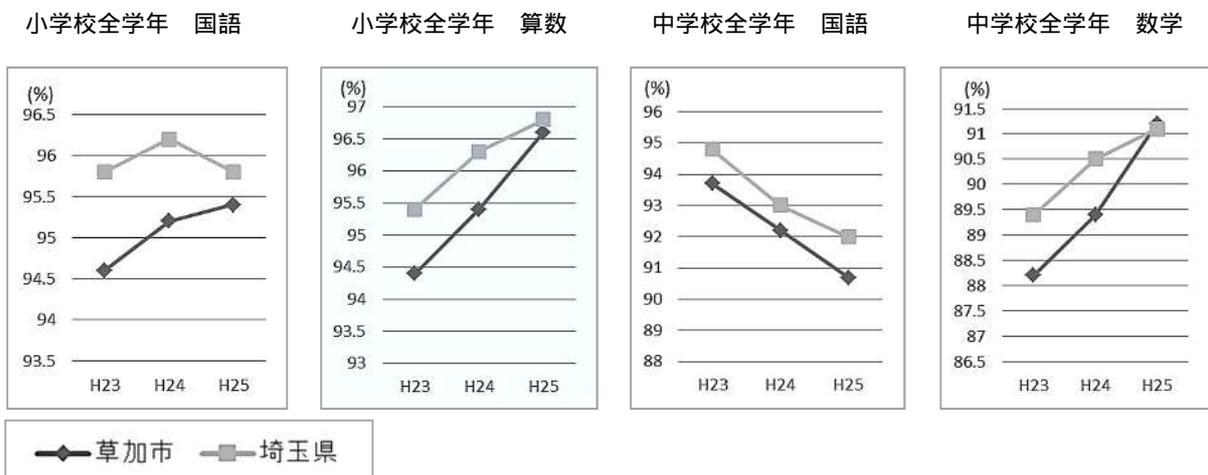
「教育に関する3つの達成目標」の取組に係る効果の検証の経年変化を見ると、中学校国語について達成率の低下が見られるものの小学校国語・算数、中学校数学において正答率が伸び、基礎・基本の定着が着実に進んでいる様子が見えます。

埼玉県学力・学習状況調査の結果から見ると、小学5年生、中学2年生とも県平均を下回っているものの、県平均との差は着実に縮まっています。特に、英語については、平成27年度に県の平均を上回りました。

今後の課題

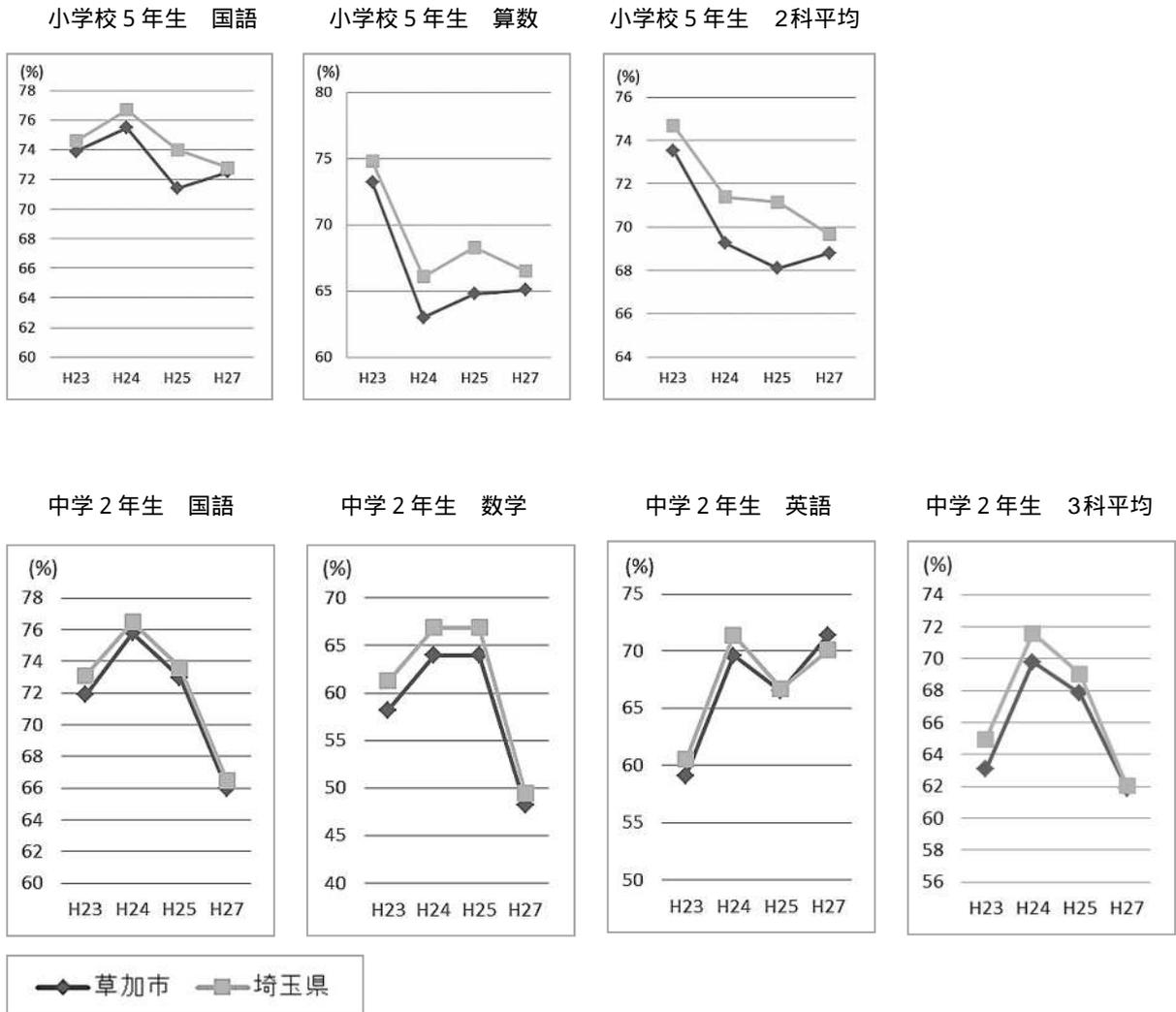
今後も、基礎・基本の定着に継続的に取り組むとともに、思考力・判断力・表現力を含めた学力の向上を目指し、授業改善を中心に取り組む必要があります。また、子どもたちが自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探究し、学びの成果等を表現し、更に実践にいかす力を身に付けることのできる指導法の工夫が課題となります。

基礎学力が定着している割合



(H 2 3 ~ H 2 5 3つの達成目標 検証問題 / H 2 6は実施なし)

草加市と埼玉県の子童生徒の教科別平均点の変化



(H 2 3 ~ H 2 5 埼玉県小・中学校学習状況調査 / H 2 7 埼玉県学力・学習状況調査 / H 2 6 は実施なし)

学習意欲の向上について

これまでの取組

各学校の「学力向上プラン」を基に、指導方法を改善し、児童生徒の興味や関心を引き付ける工夫を行い、児童生徒への的確な指導を進めてきました。

また、児童生徒の実態に基づいた教材等を活用し、児童生徒の学習意欲を引き出すための独自の取組を実施してきました。さらに、児童生徒の読書活動への意欲を高めるため、各学校で全員が一斉に読書する時間や場の充実に取り組みました。

検証

埼玉県学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査から見ると、「勉強が好きだ」と回答する児童生徒の割合が着実に増えている様子がうかがえます。しかし、「勉強は大切だと思う」と回答する児童生徒の割合と比較すると、「好きだ」と回答する割合が低いことが課題です。

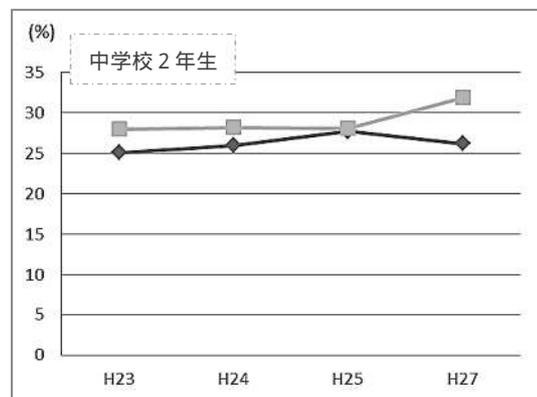
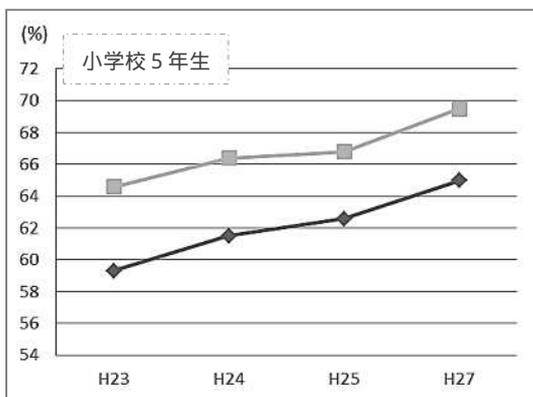
また、「社会で役立つよう勉強したい」に対しては、小中学生とも県の平均に近づきました。「わからないことでも自分の力で答えを見つけられるように勉強したい」に対しては、平成25年度までは上昇していましたが、平成27年度は下降しました。

今後の課題

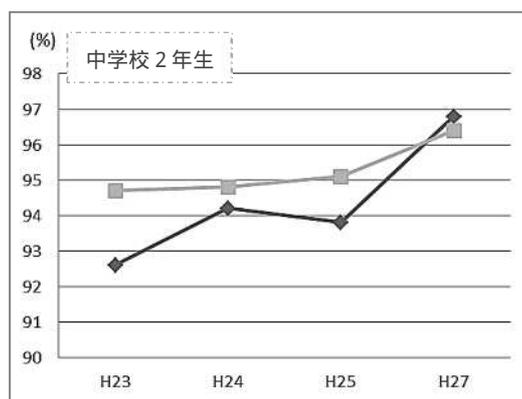
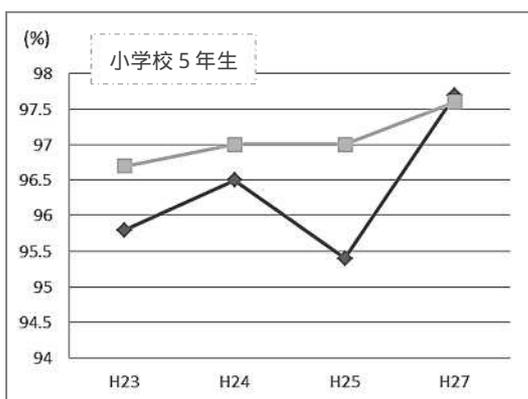
今後も、児童生徒が必要だと考えている学習を、更に意欲的に取り組むことができるよう、指導法や指導形態の工夫、学習規律の確立、教材教具の工夫、また、図書室やICTを含めた学習環境の整備を進める必要があります。

草加市と埼玉県の児童生徒の勉強に対する意識の変化

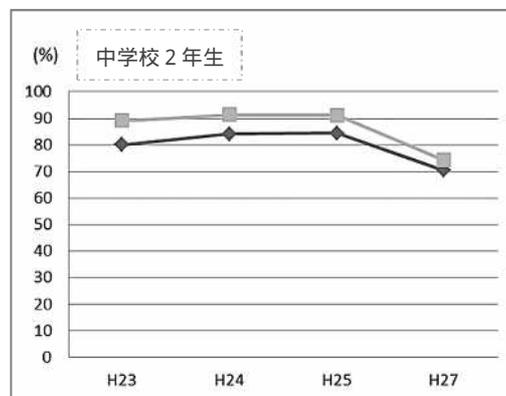
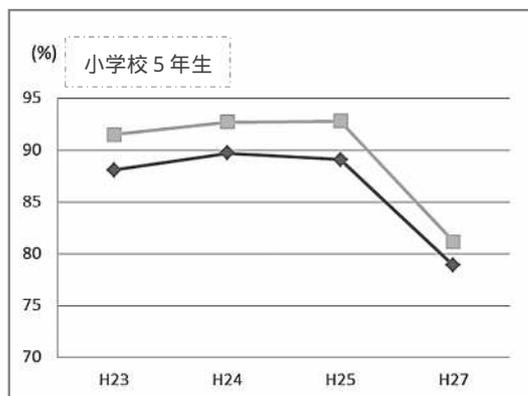
勉強が好きだ



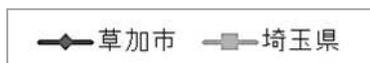
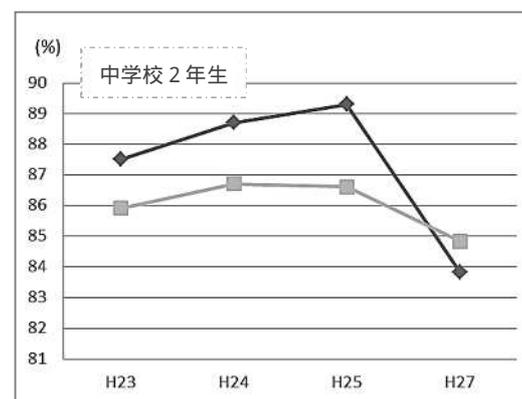
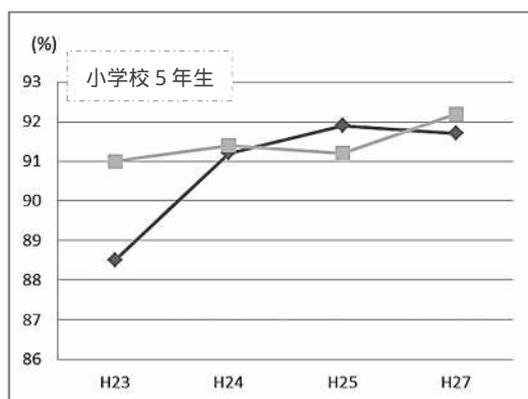
勉強は大切だ



ふだんの生活や社会に役立つよう、勉強したい



わからないことでも自分の力で答えを見つけられるよう、勉強したい



(H 2 3 ~ H 2 5 埼玉県小・中学校学習状況調査 / H 2 7 埼玉県学力・学習状況調査 / H 2 6 は実施なし)

規範意識の向上について

これまでの取組

心豊かな児童生徒の育成を目指し、「知・徳・体」のバランスのとれた育成を目指した取組を進めてきました。特に、「徳」における基礎・基本については、道徳の授業を中心に更なる徹底を図るための取組を行いました。

検証

「教育に関する3つの達成目標」の取組に係る効果の検証としての児童生徒質問紙調査から見ると、「登校時刻を守る」「はい」とはっきり返事をする」「清掃や美化活動に取り組む」ことなどが向上している様子がうかがえます。一方、「先生の話や友達の記事をしっかりと聞き、自分の考えを伝えることができる」ことの割合が、向上してはいるものの80%に達していないことが課題です。

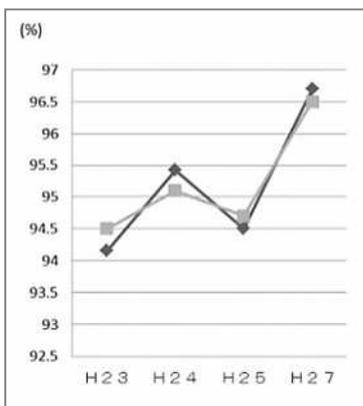
今後の課題

今後も、規範意識の向上に向けて、「時を守り、場を清め、礼を正す」などの重点化を図った取組を行うことや、児童生徒が「時」と「場」に応じた適切な行動がとれるよう、学校生活全般の中で適宜指導していくことが求められます。

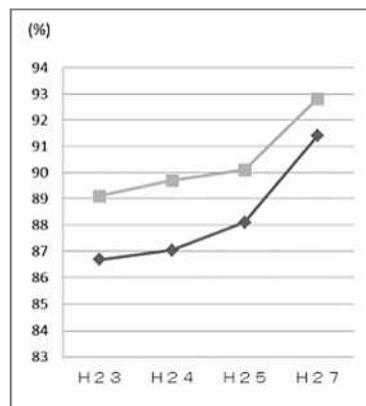
草加市と埼玉県の児童生徒の規律に対する意識の変化

小学校5年生

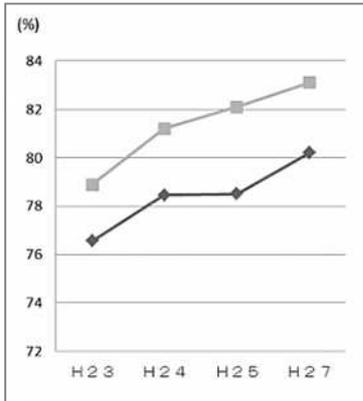
通学班の集合時刻や登校時刻を守ることができる



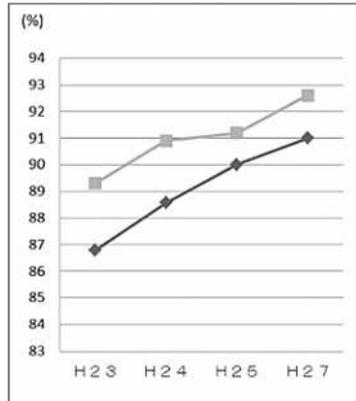
名前を呼ばれたら「はい」とはっきり返事することができる



先生の話や友達の話をしっかり聞き、自分の考えを伝えることができる

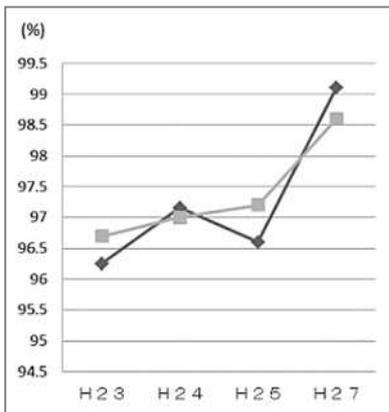


進んで掃除をし、学校をきれいにすることができる

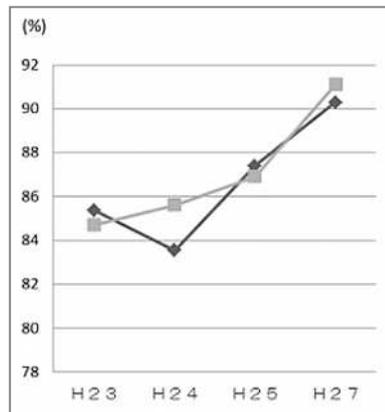


中学校2年生

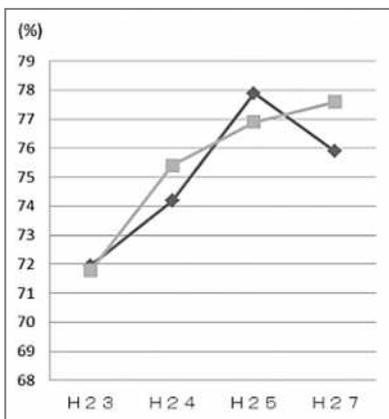
登校時刻を守ることができる



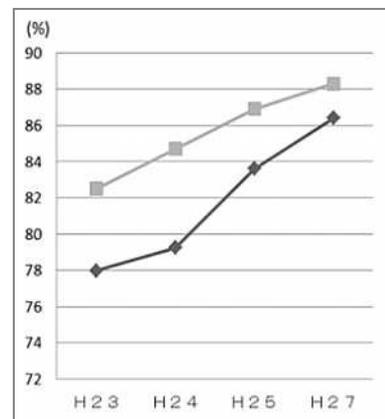
名前を呼ばれたら「はい」とはっきり返事することができる



先生の話や友達の話をしっかり聞き、自分の考えを伝えることができる



進んで掃除や美化活動に取り組み、学校をきれいにすることができる



◆草加市 ■埼玉県

(H23～H25 埼玉県小・中学校学習状況調査 / H27 埼玉県学力・学習状況調査 / H26は実施なし)

体力・運動能力の向上について

これまでの取組

「草加っ子の基礎・基本」をより定着させるため、「知・徳・体」のバランスのとれた育成を目指して、取組を進めてきました。特に、「体」における基礎・基本については、体育の授業を中心に更なる徹底を図り、児童生徒の体力の向上を目指してきました。

検証

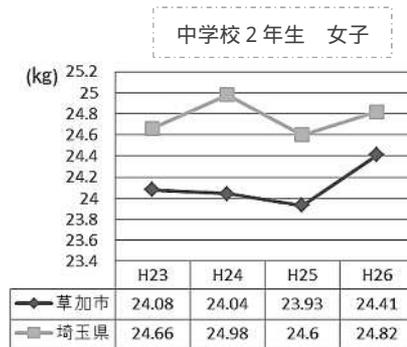
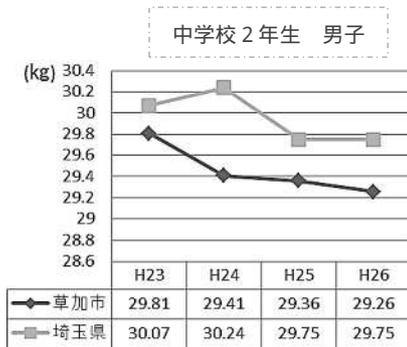
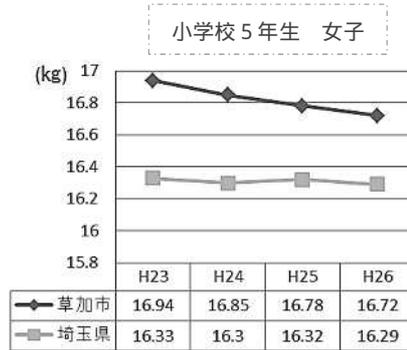
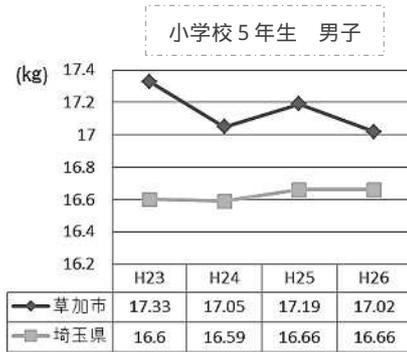
新体力テストでは、全体としては、学年が上がるにつれて体力・運動能力は向上しているものの、県平均に比べるとやや低い水準にあります。握力については、小学校で県平均を上回っているものの、中学校では県平均を下回っています。50m走は全体に県平均を下回っていますが、平成26年度に記録が伸びており、下降傾向に歯止めがかかってきています。

今後の課題

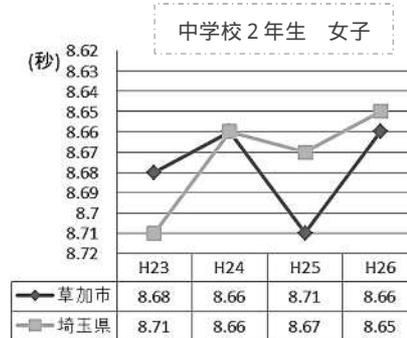
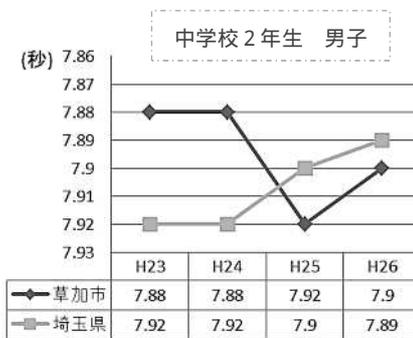
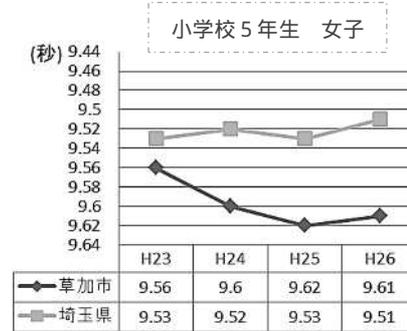
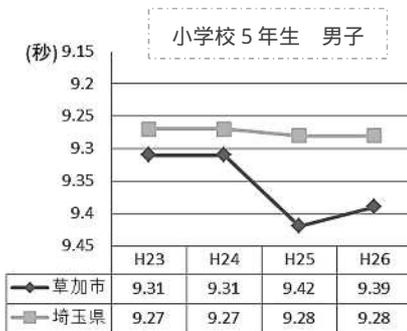
今後も、学校体育における確かな技能の習得と体力の向上に向けた指導の充実に努めるとともに、業前・業間運動の実施や運動部活動の推進など、運動の習慣化を図るための各校の継続的な取組を支援し、児童生徒の体力・運動能力の向上を目指す必要があります。

草加市と埼玉県の新体力テスト平均値の比較

握力



50m走



児童生徒の不登校及びいじめ等の問題行動への支援について

これまでの取組

電話・面談・学校訪問等による教育相談をとおして、各学校の実態を踏まえた生徒指導に関する支援に取り組み、適切な助言を行ってきました。学級支援員の小学校配置、さわやか相談員とスクールカウンセラーの中学校配置、学校支援指導員、スクールソーシャルワーカー、臨床心理士等の小中学校派遣を含め、発達上や生徒指導上の課題のある児童生徒、虐待等が疑われるケース等、一人ひとりの支援の充実を図ってきました。さらに、適応指導教室の運営の充実及び増設に取り組み、不登校児童生徒への適切な支援に努めてきました。いじめの根絶に向けては、条例を制定し、草加市いじめ問題対策連絡協議会、草加市いじめ問題調査対策委員会を設置しました。また、各校においてもいじめの根絶を最重要課題として取り組んできました。

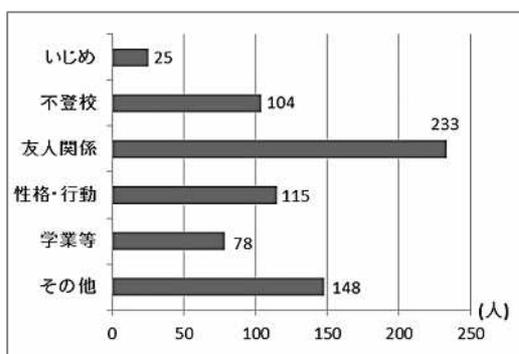
検証

教育支援室の教育相談状況からは、最も多い友人関係に関する相談のほか、相談項目は多岐にわたり、児童生徒及びその保護者が抱える問題の複雑さがうかがえます。不登校児童生徒発生率は、年々減少する傾向にありましたが、平成25・26年度には再び上昇するという結果となりました。

今後の課題

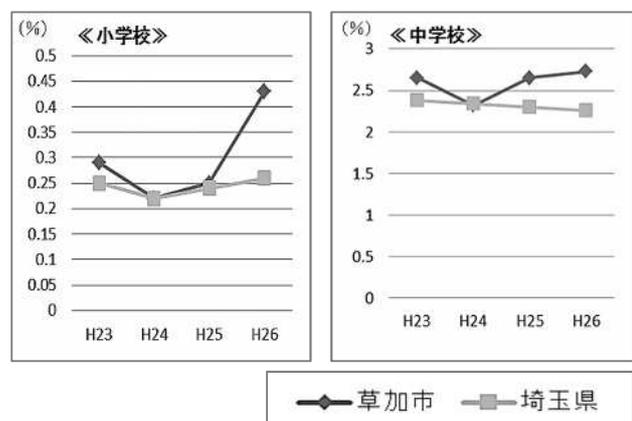
今後も、不登校、いじめや暴力行為等の問題行動の解消に向けて、各学校が家庭と連携を密に図りながら、必要に応じて教育委員会、市長部局、関係諸機関が連携・支援していく体制を強化していくことが求められます。

草加市内中学生の相談人数



(平成26年度)

草加市と埼玉県の不登校児童生徒発生率



きめ細かな特別支援教育の充実について

これまでの取組

障がいのある児童生徒の可能性を広げるため、学校内の支援体制や特別支援学級の設置及び担当教員の育成に積極的に取り組むなど、きめ細かな特別支援教育を行ってきました。

検証

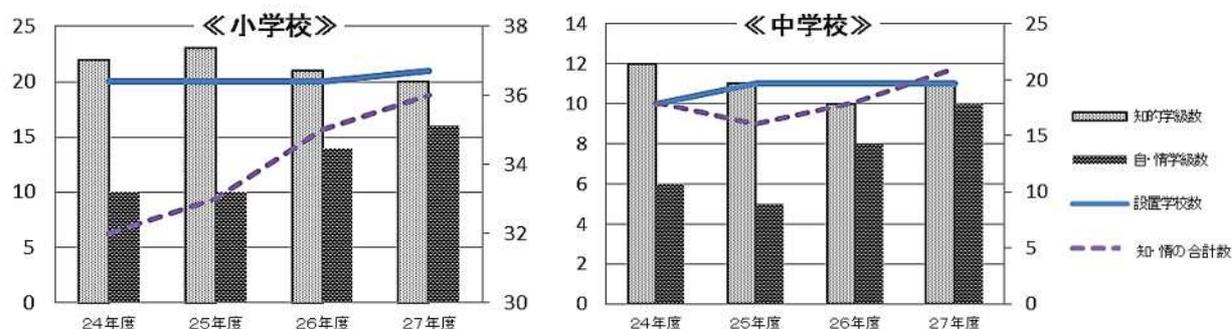
平成27年度までに、全小中学校に特別支援学級を設置するという目標設定を行い、平成26年度には全中学校に特別支援学級を設置し、さらに未設置校であった長栄小学校についても設置の決定がなされました。また、通級指導教室においても、平成24年度に発達障害・情緒障害通級指導教室を栄中学校に新設、栄小学校に1教室増設し、障がいのある児童生徒の多様化する教育的ニーズに対応してきました。

今後の課題

今後も、発達障害を含む障がいのある児童生徒の多様化する教育的ニーズに対応できるよう、校内支援体制の整備を図り、特別支援教育をより一層推進していく必要があります。また、一人ひとりのニーズに応じた適切かつ必要な支援及び指導が図れるよう、特別支援学級等の担当教員の育成並びに全教職員の特別支援教育に係る指導力の向上に取り組む必要があります。

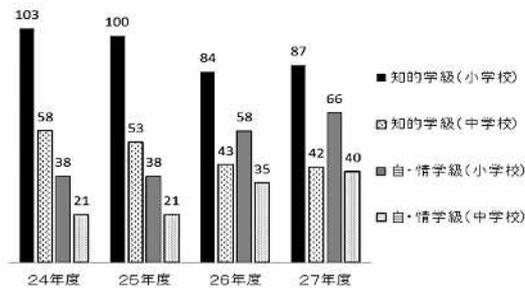
なお、特別支援学校が担っているセンター的機能を活用するなどその専門性をいかし、埼玉県立草加かがやき特別支援学校と更なる連携を図る必要があります。

草加市における特別支援学級設置状況の推移（知・情の合計数のみ右側の数値を参照）

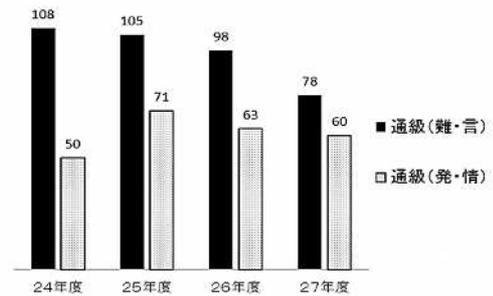


草加市における特別支援学級在籍児童生徒数等の推移

特別支援学級在籍児童生徒数



通級指導教室活用児童生徒数



大規模改修等の施設環境整備について

これまでの取組

学校施設は、子どもたちの日中活動の場であることから、安全で快適な環境であることが重要です。草加市内の小中学校は築30年を超える建物が多く、その老朽化が課題となっており、大規模改修工事等を行ってきました。特に、トイレ環境の改善を図ることが、快適な教育環境を確保する上で極めて重要となっているため、本市では、平成25年度からトイレ環境改善のための整備を行い、計画的にトイレの改修を行っています。

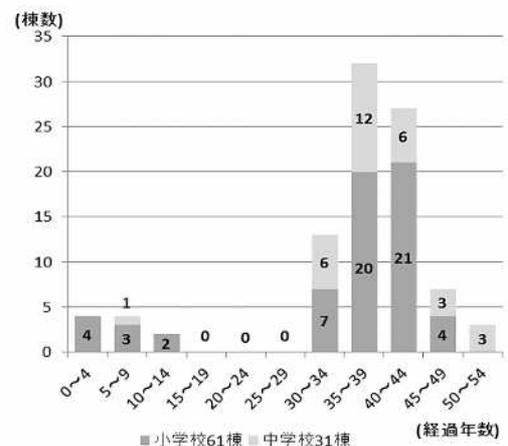
検証

トイレ改修工事の対象となる箇所は64箇所あり、平成25年から平成27年にかけて、8校10箇所のトイレ改修工事を実施してきました。平成28年度においては、3校3箇所のトイレ改修工事を実施する予定です。

今後の課題

今後も、引き続き計画的なトイレ環境の整備を行い、小中学校における教育環境の改善を図ることが求められます。

草加市小中学校校舎等経過年数



(平成27年7月1日現在)

若手・中堅職員の育成について

これまでの取組

ベテラン教員が退職し若手教員が増加し、欠員補充や各種代員等、臨時的任用教員が増加している現状を踏まえ、一人ひとりの資質・能力や年齢、各校の男女比等を加味しながら、各学校の課題解決と教育の重点に直結する効果的かつ計画的な研修に努めてきました。

検証

全国的な傾向として、小中学校ともに教職員の若年齢化が進んでおり、今後は20歳代、30歳代の若手・中堅教職員が全体の半数以上を占めることとなります。

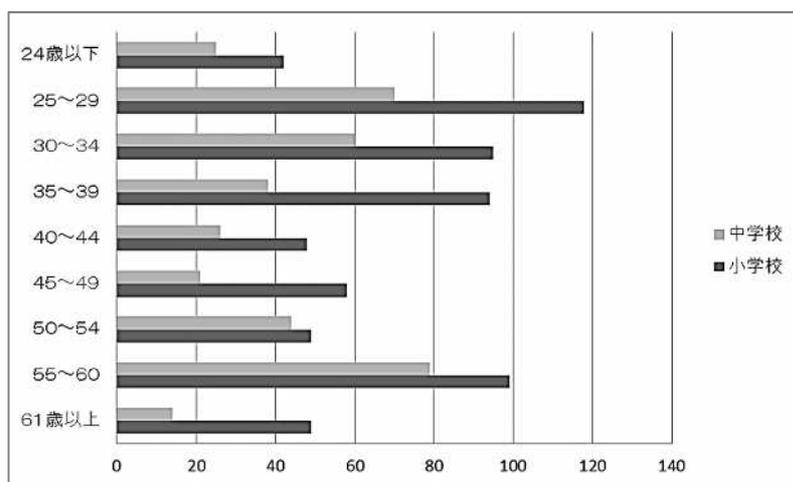
市内小中学校教員の年齢構成は、55歳以上と39歳以下に2極化しています。今後5年以内には、二極化から30歳から34歳の若手・中堅教員が中心となる年齢構成になります。

今後の課題

今後も、若手教員の授業力の育成とともに、若手教員を指導できる中堅教員育成の必要があります。

教職員としての指導力の向上のため、教職員のライフステージに応じた、体系付けた研修計画を確立し、教職員研修の充実に取り組むことが求められます。

草加市小中学校教員年齢の割合



(平成26年度)

子ども教育の連携の推進について

これまでの取組

草加市内の幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校（以下、幼保小中）における連携の状況は、各園・各校の個別の実施にとどまっていました。平成24年度に子ども教育連携推進室を設け、0歳から15歳までを子どもたち一人ひとりが「生きる力」を育む大切な教育期間ととらえ、幼保小中及び家庭との連携を推進するとともに、「目指す『草加っ子』（草加市幼保小中教育指針）」など草加市子ども教育プログラムを策定し、市内の幼保小中の交流・連携を支援しています。

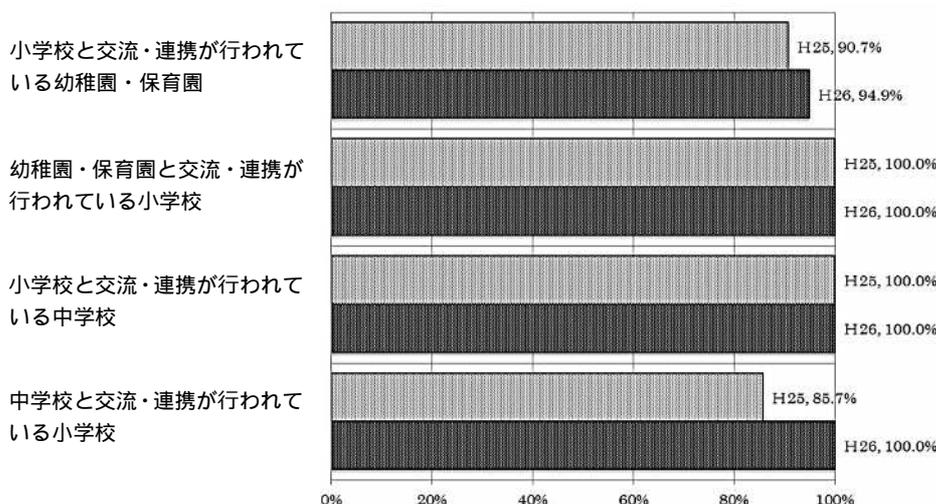
検証

草加市内の幼保小中の連携の実施状況を見ると、交流・連携を実施している幼保小中は、高い割合で推移し、校種の広がりを見せています。また、家庭との連携を含む実施内容は多様さが増し、深まりを見せています。

今後の課題

今後も幼保小中が子ども教育プログラムを活用し、一体となって「草加っ子（15歳の姿）」を育めるよう、子どもの発達段階を適切にとらえた交流・連携への支援を一層図っていく必要があります。同時に、実効性を確保するために、家庭教育の充実に向けた支援の必要があります。

草加市における幼保小中の交流・連携の実施状況



生涯学習

地域性をいかした学習機会の提供について

これまでの取組

そうか市民大学や公民館における各種講座・事業等の充実を図るとともに、新里文化センターの開設及び栄小学校一般開放施設の運営開始、公民館や平成塾を中心とした自発的なサークル活動や交流の場の整備により、市民が主体的に生涯学習を行える環境づくりを推進しました。

また、生涯学習体験講座及び生涯学習フェスティバル等の実施をとおして、市民が学習の成果をいかせる指導者バンク制度の活性化を進めました。

検証

平成26年に実施した「草加市生涯学習市民アンケート」では、「これまでの生涯学習活動に満足しているか」の問いに、公民館利用者の9割超が「満足している」との回答があり、これまでの市の生涯学習推進の取組の評価が表れています。

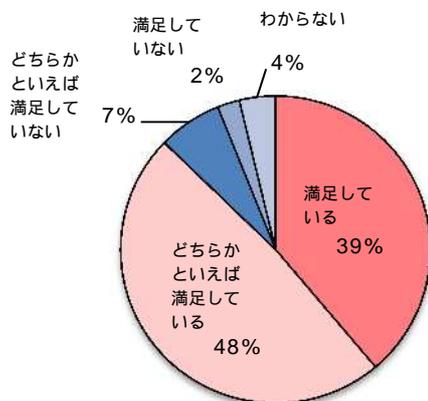
今後の課題

今後も、市民の高い学習意欲に応える魅力ある講座を実施するとともに、生涯学習情報提供サイトの充実を図り、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習し、その成果をいかせる仕組みづくりを更に推進していく必要があります。

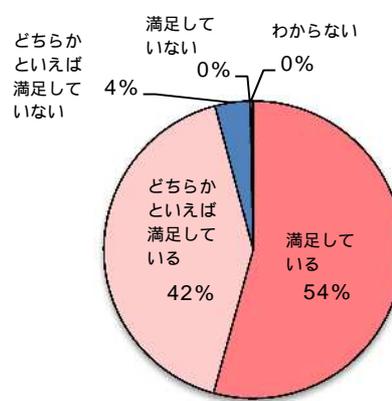
草加市生涯学習市民アンケート調査状況（平成26年度）

「これまでの学習活動に満足しているか」

無作為回収

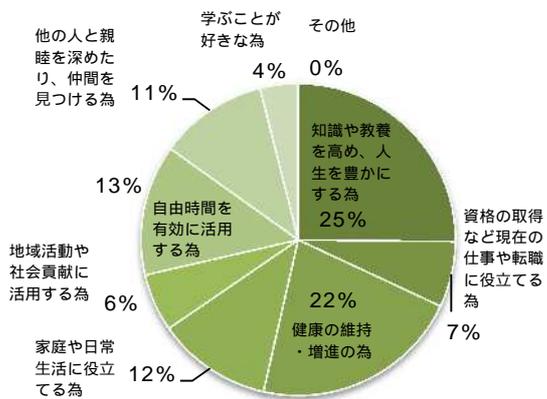


公民館回収

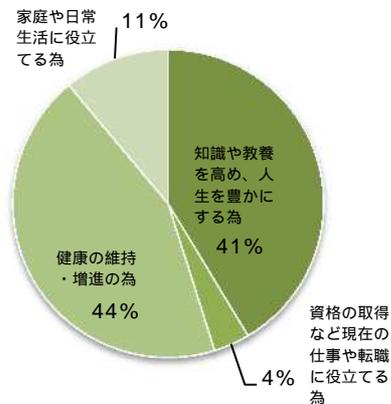


「生涯学習をしてみたい理由」

無作為回収



公民館回収



図書館利用者貸出数について

これまでの取組

図書館の利用増を図るため、蔵書資料等の整備充実を進めるとともに、各種文化事業の開催及びPR活動を行うことで、新たな利用者の掘り起こしに努めてきました。

また、地域分館的機能を担う市内の全小学校21校及び6公民館・文化センターとの図書館ネットワークの充実に努め、市内全域での利便性が向上した結果、公民館・文化センターでの利用者の増加を図ることができました。

検証

少子高齢化が進む中で読書対象者の減少に加え、高度情報化に伴う情報の電子化による読書離れが進行しつつあり、その回復が全国的な課題となっています。

本市においても同様に、利用の減少傾向が見られます。しかしながら、図書館利用を広く検証した場合に、インターネットによる図書館サイトへのアクセス件数、文化事業への参加人数及びレファレンス件数等のいずれも増加傾向にあり、市民の図書館利用の方法に、一定の変化を知ることができます。

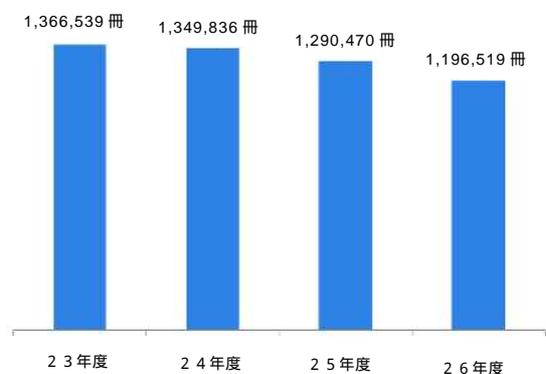
今後の課題

今後も、市民にとって魅力ある蔵書構成に努め、既に取り組んでいる障がい者サービスに加えて、少子高齢化社会に対応した次世代の利用者を育てるための親子を対象とした読み聞かせ活動や読書相談を推進するほか、大活字本を更に充実させることで高年者の読書ライフを支援する必要があります。また、高度情報化社会に対応するため、インターネットを介した新たなサービスの導入及び各種データベースの活用が求められます。

また、利用促進を図る上で快適な読書環境の整備が欠かせないことから、中央図書館の経年劣化に伴う修繕及び更新を計画的に実施する必要があります。

さらには、図書館ネットワークの運営方法及び内容を検討し充実させることで、地域における図書利用の一層の促進に努めることが求められます。

中央図書館利用者貸出数の推移



文化財の保護及び文化財の活用について

これまでの取組

国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」や国登録有形文化財「藤城家住宅 店舗・内蔵・外蔵」を始めとする文化財の新規指定・登録をとおして、歴史的・文化的遺産の保存・継承の取組を推進するとともに、広く市民の関心を高め、理解を得てまいりました。

また、生涯学習課及び歴史民俗資料館の組織体制の充実により、文化財保護体制の拡充を図りました。

なお、文化財保護施設である歴史民俗資料館における企画展及び歴史講座の開催や『草加市の歴史と文化財ハンドブック』の発行等により、文化財保護意識の醸成を図りました。

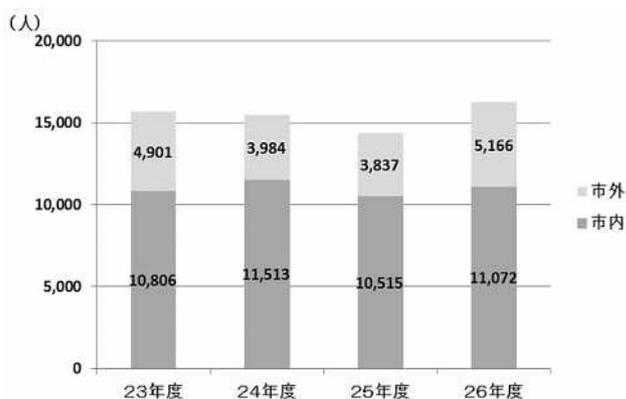
検証

歴史民俗資料館の入館者数、収蔵資料点数とも堅調に伸びてきており、資料館の企画事業や館の適切な管理の取組の成果が表れています。

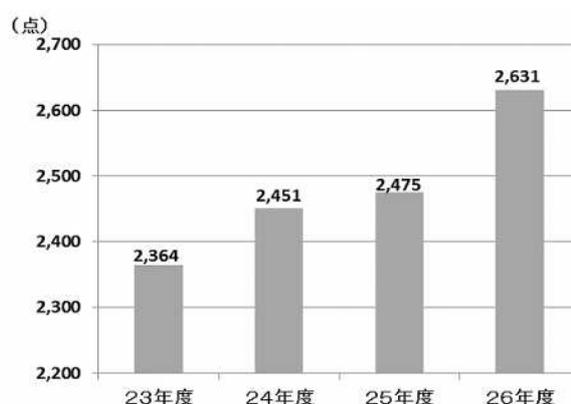
今後の課題

今後も、歴史民俗資料館の展示・収蔵の在り方を見直し、膨大な量の古文書類の整理を進めるための収蔵施設の整備について検討する必要があります。

歴史民俗資料館来館者数の推移



歴史民俗資料館収蔵資料点数の推移



人権教育

人権研修会の充実について

これまでの取組

人権に関する歴史や様々な課題について教科、領域等で発達段階に応じて学ぶことで、児童生徒の人権意識を高めてきました。また、豊かな人権感覚を身に付けるため、各学校において人権に関する作文や標語に取り組んできました。

なお、平成25年度から、「いじめ撲滅サミット」を開催し、いじめを許さない意識や態度の高揚に努めてきました。

検証

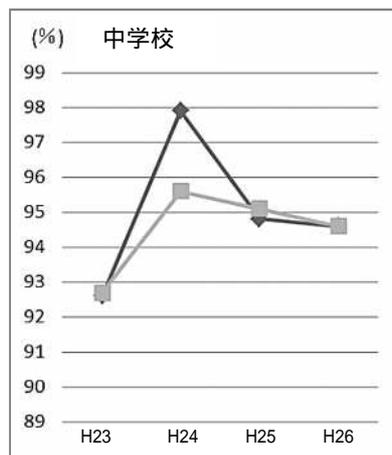
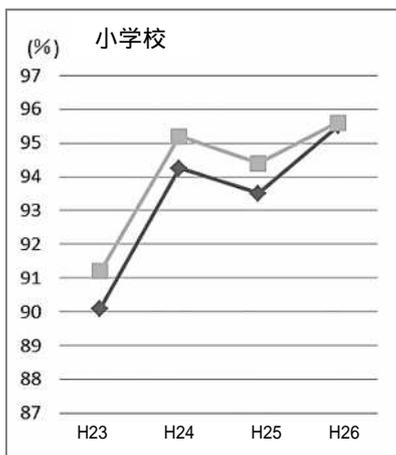
全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙による「人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか」の質問には、小中学生とも94%以上が「なりたい」と答え、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」の質問には、小中学生とも93%以上が「いけない」と答えています。このことから、人権に関する意識の高揚に係る取組の成果が表れていることがうかがえます。

今後の課題

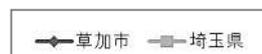
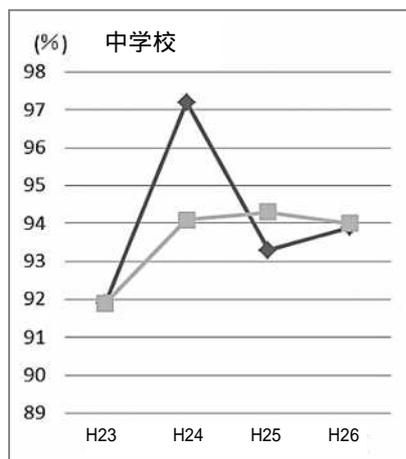
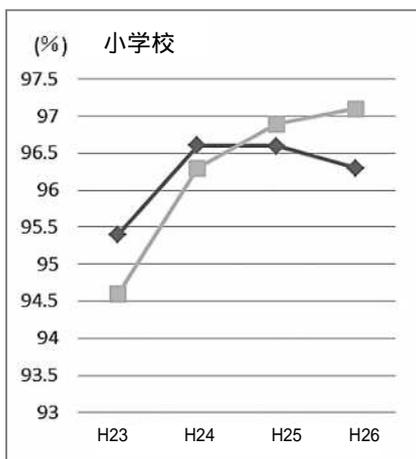
今後も、人権・同和問題について、教職員の研修会を今まで以上に充実させ、児童生徒の人権意識の高揚に資する必要があります。また、「いじめ撲滅サミット」の成果を全校に広げ、児童生徒全員がいじめを許さない意識や態度を身に付けられるような取組を推進していく必要があります。

全国学力・学習状況調査のアンケート結果

人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか



いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか



2 今後の草加市の教育課題

第一次計画の検証の結果、引き続き課題となる項目や新たに取り組むべき課題は、次のとおりです。

なお、平成26年度に行われた草加市民アンケートでは、草加市の教育や生涯学習を充実・発展させていく上で力を入れていくべきこととして、学校教育では「いじめ問題への取組」「体力・運動能力の向上」「学力の向上」、生涯学習では「学びやすい学習環境の整備」「各種講座・教室等学習機会の充実」「子育て支援のための学習の充実」、人権教育では「人権意識の高揚」という項目が多くなっています。

解決及び改善を図るべき教育課題		第5章ページ参照
学 校 教 育	・学力の向上	46～52
	・学習意欲の向上	46～52
	・規範意識の向上	54～57
	・児童生徒の不登校、いじめ問題の解消	54～57
	・体力・運動能力の向上	58～61
	・食育（健康な体づくり）の推進	58～61
	・「草加っ子の基礎・基本」の定着	46～61
	・児童生徒の問題行動に対する指導の充実	54～57
	・体験活動の充実	58～61
	・きめ細かな特別支援教育の充実	62・63
	・組織力をいかした学校経営	74～76
	・教員の指導力の向上及び若手・中堅教員の育成	74～76
	・教員が子どもと関わり合える時間の確保	46～52
	・子ども教育の連携の推進	78～81
	・学校施設の非構造部材の耐震化の推進	66・67
	・大規模改修等の施設環境の整備	66・67
・小中学校の安全対策の充実	66・67	
・学校・家庭・地域の連携	70～81	
生 涯 学 習	・学びの環境づくり（学びやすい学習環境の整備）	82・83
	・学びの輪を広げる（各種講座・教室等学習機会の充実）	82・83
	・学びをいかす人づくり（子育て支援のための学習の充実）	82・83
	・生涯学習施設の整備	84・85
	・文化財保護意識の高揚	86・87
	・文化財保護体制の確立	86・87

人 権 教 育	・人権意識の高揚	88～90
	・人権啓発の推進	88～90
	・人権研修会の充実	88～90

印は、平成26年度草加市民アンケートで回答の多かった課題

第4章

草加の教育の目指す
姿

第4章 草加の教育の目指す姿

1 第二次草加市教育振興基本計画の基本理念の考え方

第一次計画では、「生きる力を共に教え育てる草加の教育」を基本理念とし、学校・家庭・地域が連携し、様々な施策を展開してきました。

今後の少子高齢化の急速な進展による生産年齢人口の減少など、社会環境の変化は、子どもたちの育ちや家庭・地域に深刻な影響を及ぼすことが予測されます。

こうした激しい変化の中で、これからは、生きる力を子どもたち一人ひとりに確実に身に付けさせること、そして、草加市民一人ひとりが生涯にわたって主体的に学習する機会とその成果を発揮できる教育環境づくりを推進することが必要になってきます。

これらの取組を進めることにより、草加の子どもたちの、学校の、そして各家庭や地域の笑顔につながるものと考えます。

以上のことから、第二次計画においても第一次計画の基本理念である「生きる力を共に教え育てる草加の教育」を継承し、「笑顔かがやく草加教育プラン」(*)として、本市の教育行政を展開していきます。

*笑顔かがやく草加教育プランとは

子どもたち一人ひとりを大切にした教育の推進を考えたときに、象徴として現れるものが笑顔であり、その笑顔の瞬間の輝きをより多く増やしていくことで、学校や家庭、地域の笑顔にもつながっていくものと考え、第一次計画策定時に設定したものです。

2 第二次草加市教育振興基本計画の全体像

(1) 基本理念

「生きる力を共に教え育てる草加の教育」

学校・家庭・地域が、互いに信頼し、絆を深め、連携して支え合い、「生きる力を共に教え育てる草加の教育」を基本理念とします。

* 生きる力とは

子ども教育（*）生涯学習、人権教育の全てを通じて、

- ・ 基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力
- ・ 自らを律しつつ他人とも協調し、他人を思いやる心や感動する心などの人間性
- ・ たくましく生きるための健康や体力などで、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく身に付け、地域社会で子どもから高年者まで、一人ひとりがよりよく生きていくための必要となる力のことを指します。

* 子ども教育とは

平成24年度に設置した子ども教育連携推進室が、0歳から15歳までの育ちを共に支える子ども教育の連携の基礎づくりをしてきたことを踏まえ、家庭を含め、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校が、15年間の見通しをもち、一体となって子どもを育てていくことです。

(2) 基本構成と基本目標

基本理念の実現のため、子ども教育、生涯学習、人権教育を基本構成として設定し、それぞれに基本目標を定めて取り組みます。

基本構成

生きる力を育てる子ども教育の推進

次代を担う子どもたちにとって必要な「生きる力」を支える確かな学力・豊かな心・健やかな体の調和を図り、子どもたちのよさや可能性が発揮され、一人ひとりを大切にしたい信頼される学校教育の推進を図ります。

その中で、「草加っ子の基礎・基本」(*)のより一層の定着や学習意欲の向上を図る取組や、それらを実現するための学習環境の整備、充実を進めるとともに、児童生徒はもとより、家庭・地域にとっても魅力ある学校づくりを目指します。

今後は、引き続きこれらの施策を更に充実させるとともに、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校と家庭・地域が連携し、地域社会が一体となって0歳から15歳までのすべての子どもの育ちを支える、子ども教育の連携を更に推進していきます。

また、安全安心で快適な教育環境の確保に向け、小中学校の施設整備の充実を図ります。

基本目標

- ▶ 一人ひとりのよさや可能性が発揮される学校教育の推進
- ▶ 安全安心な教育環境整備の推進
- ▶ 学校・家庭・地域の連携の推進

* 草加っ子の基礎・基本とは

市内の児童生徒に身につけさせたい「基礎学力」「規律ある生活」「健康・体力」に関する基礎的・基本的内容を目標として、草加市教育委員会が平成16年12月に策定したものです。各学校において具現化し、取り組んでいます。

基本構成

生きる力をはぐくむ学^{がくえん}縁都市そうかの推進

「生涯学習基本構想・基本計画」に掲げた将来像である「生きる力をはぐくむ学縁都市そうか」の実現を目指し、地域に根ざした生涯学習活動を推進しています。今後も、市民一人ひとりのライフステージに応じた多様な学習情報や学習機会を提供するとともに、習得した技能や知識を市民が社会へ還元していける地域づくりを推進します。

また、身近で地域性をいかした学習機会を提供するとともに、学習環境のネットワーク化を推進します。

さらに、文化財保護意識の醸成及び文化財保護体制の確立を進め、「国指定名勝おくのほそ道の風景地 草加松原」に代表される、地域に残る有形・無形の貴重な文化遺産を市民共有の財産として、将来にわたり保存・継承していく取組を更に推進していきます。

基本目標

- ▶ 地域の力をはぐくむ生涯学習活動の推進

基本構成

人権を尊重しあう教育の推進

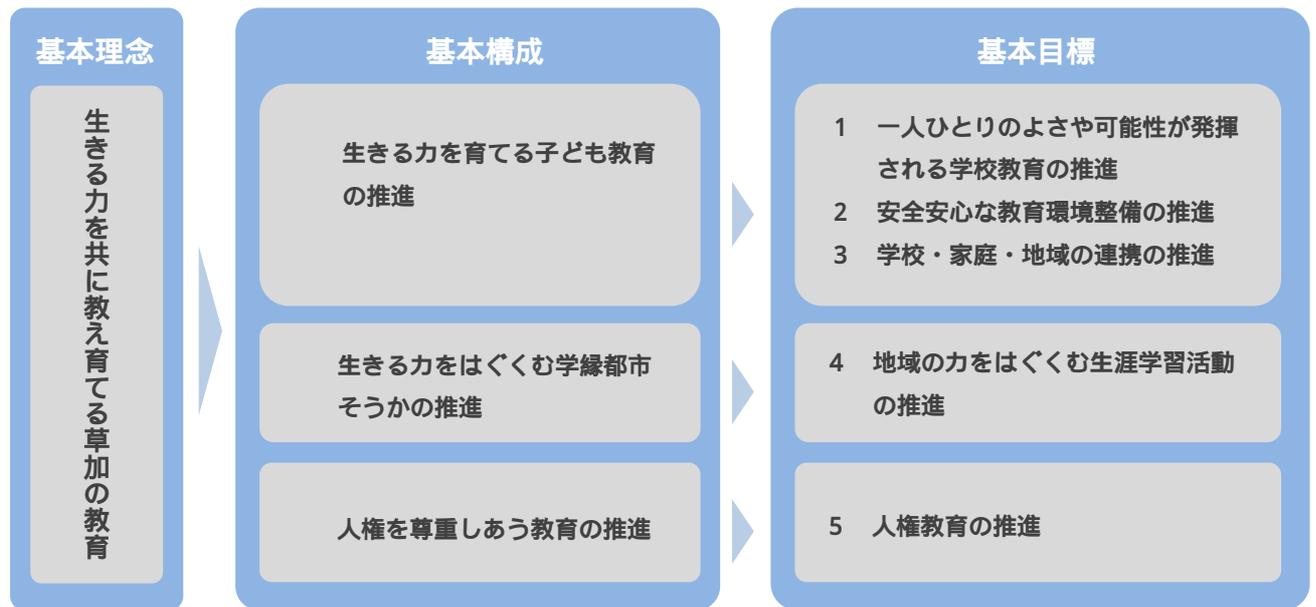
学校における多様な機会を通して、人権を大切にしあう教育を推進し、子どもの人権擁護の視点に立ち、基本的人権を尊重する意識の醸成・定着・高揚に努めます。

また、より多くの市民が人権について考え、より身近なものとしてとらえることができるよう、学習機会の充実に努め、すべての人が相互に存在を認め合い、尊重しあう地域社会の実現を目指します。

基本目標

- ▶ 人権教育の推進

第二次草加市教育振興基本計画「笑顔かがやく草加教育プラン」



(3) 目指す「草加っ子」像

教育委員会では、平成24年度から「生きる力を共に教え育てる草加の教育」を基本理念として掲げ、学校・家庭・地域が、互いに信頼し、絆を深め、連携して支え合い、本市の教育の振興を図るための施策を展開してきました。

その中で、「子ども教育の連携」を新たな施策として掲げ、0歳から15歳までを連続した教育期間としてとらえ、子どもたちの発達段階に応じた一体的な指導を重点的に取り組んできました。

第二次草加市教育振興基本計画においても、校種を超えた連携を更に進め、子どもたちに必要な「生きる力」を育んでいきたいと考えております。

こうしたことから、本計画において、「草加市子ども教育連携推進基本方針・行動計画」の中で示した、目指す「草加っ子」像を掲げることとします。

そして、この理想像を共有し、学校・家庭・地域が相互に連携を図り、地域一体となって「草加っ子」を育んでいきます。また、成長した「草加っ子」が新たな価値を主導・創造し、新たな「草加っ子」を育むという地域社会の構築を目指していきます。



* 目指す「草加っ子」像とは

子どもたちが中学校を卒業するまでに身に付けてほしい力を、目指す「草加っ子」(15歳の姿)として、「自ら学び、心豊かに、たくましく生きる」と定めた、草加市の教育指針です。

基本理念	基本構成	基本目標	施策
生きる力を共に教え育てる草加の教育	生きる力を育てる子ども教育の推進	1 一人ひとりのよさや可能性が発揮される学校教育の推進	1 - 1 学ぶ力を伸ばす児童生徒の育成
			1 - 2 心豊かな児童生徒の育成
			1 - 3 健康でたくましい児童生徒の育成
			1 - 4 きめ細かな特別支援教育の充実
			1 - 5 一人ひとりに応じた就学支援の充実
		2 安全安心な教育環境整備の推進	2 - 1 計画的な学校教育施設整備の推進
			2 - 2 魅力ある教育環境の推進
		3 学校・家庭・地域の連携の推進	3 - 1 家庭・地域の教育力の向上
			3 - 2 組織力をいかした学校経営の推進
			3 - 3 子ども教育の連携の推進
	生きる力をはぐくむ学縁都市そうかの推進	4 地域の力をはぐくむ生涯学習活動の推進	4 - 1 生涯をととした多様な学習機会の充実
			4 - 2 生涯学習施設の整備とネットワーク化の推進
			4 - 3 文化遺産の発掘・保存等の計画的継続的な取組の推進
	人権を尊重しあう教育の推進	5 人権教育の推進	5 - 1 学校人権教育の推進
			5 - 2 社会人権教育の推進

主な取組		
『草加っ子の基礎・基本』の定着 教職員研修の充実 市委嘱研究の充実 各種学力調査の実施と分析・活用 学習指導要領改訂への対応	児童生徒の学習に対する支援の充実 教材教具の整備 ICTの整備 外国語活動・英語教育の充実 学校図書館教育の充実	児童生徒の効果的な学習時間の確保 土曜日等の教育活動の充実 児童生徒の学習環境の整備 ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりに向けた研修の充実
『草加っ子の基礎・基本』の定着 道徳教育の充実 教育相談の充実 生徒指導の充実	音楽教育の推進 読書活動の推進 自然教室の推進 命をつなぐ教育の推進	
『草加っ子の基礎・基本』の定着 体力向上プランの策定 体育・保健体育の授業の改善 運動の日常化の推進	生活習慣の改善 中学校部活動の推進 学校給食の推進 食育の推進	学校保健の充実
特別支援教育の充実 特別支援教育の就学奨励費の補助 埼玉県立草加かがやき特別支援学校との連携		
就学援助の適正な認定 入学準備金及び奨学資金貸付制度の見直し 貸付金の滞納解消に向けた取組		
非構造部材の耐震化等 学校施設の維持管理	校舎等の大規模改修等 トイレの改修等	共通管理備品の整備
自然の家の管理・運営		
学校応援コ ディネーターの育成と活動 内容の充実 スクールガード・リーダーの配置と活動 の推進 中学校部活動の外部指導者派遣	学校・家庭・地域が一体となった防災教育の推進 草加市市民活動災害補償制度の活用 子ども避難所への保険の適用 土曜日等の教育活動の充実	「親の学習」の実践
学校経営の充実 学校評議員及び学校評価制度の充実 小中学校通学区域審議会の開催	中学校学校選択制の実施 特色ある学校経営を推進するための予算の充実	
子ども教育の連携の着実な推進 草加市子ども教育の連携推進に関する研究事業の充実	子ども教育連絡協議会の開催 家庭教育への支援の充実 幼児教育の充実のための取組	
学びの環境づくり 学びの輪を広げる 学びをいかす人づくり		
地域における生涯学習施設の整備 身近で地域性をいかした学習機会の提供 中央図書館の充実		
文化財保護意識の高揚 文化財保護体制の確立 文化財保護施設の整備		
学校人権教育の推進 児童虐待から子どもを守る取組の推進		
社会人権教育の推進		

第5章

施策の展開

第5章 施策の展開

基本目標 1 一人ひとりのよさや可能性が発揮される学校教育の推進

施策

1 - 1 学ぶ力を伸ばす児童生徒の育成

現状と課題

学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立等を図るように取り組んできました。基礎的・基本的な知識・技能につきましては、「草加っ子の基礎・基本」に取り組むことで一定の成果を上げることができました。しかしながら、全国学力・学習状況調査の結果を見てもA問題（主として「知識」に関する問題）、B問題（主として「活用」に関する問題）とも全国平均には達しておらず、「学力向上」は最重要課題ととらえています。

今後、これまで以上に各種学習状況調査等を様々な視点から分析し、課題解決のための方策を立て授業改善を行い、児童生徒が確かな学力を身に付けることができるようにしていかなければなりません。特に埼玉県学力・学習状況調査を活用し、一人ひとりの学力やその伸びを把握し、それを指導にいかすことで一人ひとりの学力を確実に伸ばす必要があります。

児童生徒の学習習慣の確立には、家庭の協力も欠かすことはできません。そして、児童生徒の体験的な活動には地域の方の協力も必要となります。教育委員会、学校、家庭、更には地域一体となって児童生徒の「学力向上」に取り組むことが今後の課題となります。

完全学校週5日制のもと、土曜日に家庭や地域で豊かな生活体験、社会奉仕体験、自然体験など、様々な経験を積み、自らを高めている子どもたちが存在する一方で、必ずしも有意義に過ごせていない子どもたちも少なからず存在しているといわれています。そのため、学校週5日制の趣旨を踏まえ、地域社会の中で子どもたちの知・徳・体をバランスよく育むため、土曜日等のよりよい過ごし方を検討し、実現させることが必要です。

通常学級にも特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍しており、それらの児童生徒が授業に取り組みやすくするために、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善を進めることが課題となっています。

また、新学習指導要領改訂の動向を踏まえ、これからの時代を見据えた資質・能力を児童生徒に身に付けさせる必要があります。これまで出会っていない課題に対しても、持てる力を総動員して主体的に解決していこうとする力を培っていくことが必要です。そのために、児童生徒が主体的に課題を発見し、解決する力を身に付けることが必要です。これまで以上に、児童生徒にアクティブ・ラーニング（主体的・協働的で能動的な学び）に取り組めるようにすることが課題です。

情報教育機器についてこれまで整備を進め、授業でもデジタル教科書等を使える環境づくりをしてきました。今後より一層、教員がICTを活用して授業の中で個別指導やアクティブ・ラーニングに取り組むための情報機器の整備や教員の研修が課題となります。

グローバル化の進展に対応していく力を子どもたちに育む必要は、今後ますます大きくなります。これまでも外国語活動及び英語教育の充実のための施策を進めてきましたが、今後更に言語や文化が異なる人々と主体的に協働できる力を育むことが課題です。また、小学校英語教科化への対応を始め、児童生徒の英語力の向上が課題です。

教職員研修においては、教職員が世代交代している現状を踏まえ、初任者研修、ステップアップ研修（2年次）、3年次研修、5年次研修、中堅教員研修、10年次研修、20年次研修、臨時的任用教員研修などの、教職員のライフステージに応じた教職員研修の内容充実、ミドルリーダー育成に取り組んできましたが、これからの時代を見据えた資質・能力を児童生徒に身に付けさせるための教職員の資質向上が課題です。

学習補助員等については、子どもたちへのきめ細かな学習指導を行うことが大切であり、今まで以上に児童生徒一人ひとりの学ぶ力を伸ばしていくための適切な配置が必要です。

学校司書は、全校への配置を行いました。今後、子どもの読書に対する関心を高め、読書力を向上するための工夫が必要です。

学校図書は、国が定める学校図書館図書標準に対し、各校の充足率100%を目指し、一層の充実を図るとともに、蔵書及び老朽化した書架・閲覧テーブルの更新を積極的に行い、児童生徒が利用したくなる学校図書館づくりをする必要があります。

施策の方向

「学力向上」については、児童生徒の「学習意欲」を向上させるため、学習への「支援」と「環境」の整備を行い、幼児期教育を出発点として小学校教育から中学校教育へ緊密に連携していくことが大変重要です。学校における日々の授業を充実させるための授業改善などを進めるとともに、全国学力・学習状況調査や埼玉県学力・学習状況調査、市独自の学力調査等の各種調査を活用し、家庭・地域と一体となって児童生徒が知識・技能、思考力、判断力、表現力を含めた確かな学力を身に付ける取組を行います。そのために、これまで以上にアクティブ・ラーニングに取り組みます。

教員がICTを活用して、授業の中で個別指導やアクティブ・ラーニングに取り組むための環境づくりや教員の研修を行います。そして、児童生徒の発達段階に応じたコミュニケーション能力、課題解決能力、情報活用能力を育成するとともに、情報モラルの向上を図ります。

教員一人ひとりの英語力と指導力の向上、及び小学校の外国語活動から中学校外国語科へ円滑に接続させるための研修を行います。さらに、小学校英語教科化に向けた指導計画の検討を始め、ALTを適切に配置し、児童生徒が言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、グローバル化に対応した児童生徒を育成します。

児童生徒一人ひとりの土曜日における豊かな教育環境の充実を図るため、土曜授業を含めた教育活動を推進します。

通常学級に在籍する特別な教育支援を必要とする児童生徒が授業に取り組みやすくするために、授業にユニバーサルデザインの視点を取り入れます。そのことにより、教室の全ての児童生徒にとって分かりやすい授業になるように授業改善を行います。

教職員研修では教職員のライフステージに応じた研修及び臨時的任用教員の指導力を高める研修において、経験豊かな教職員の指導技術を若い世代の教職員に伝承することに取り組みます。

児童生徒一人ひとりの学力の向上を支援するため、学習補助員の採用に当たっては教員免許保有者を積極的に採用します。各補助員の指導力向上に向け、研修の充実を図ります。

学校図書館の蔵書及び環境を充実させるとともに、教材備品の整備を計画的に実施します。また、学校司書の採用に当たっては、雇用条件を改善し、司書資格等保有者を積極的に採用します。

主な取組

◇ 『草加っ子の基礎・基本』の定着

『草加っ子の基礎・基本』のより一層の定着を図るため、「知・徳・体」のバランスの取れた取組を進めます。「知」における児童生徒の基礎・基本の更なる徹底を図り、学力の向上につなげます。

◇ 教職員研修の充実

教職員としての指導力の向上のため、教職員のライフステージに応じた、体系づけた研修計画を確立し、教職員研修の充実に取り組みます。まず、専門性を確認するため「初任者研修」や「臨時的任用教員研修」、「5年次教員研修」、市独自で実施している「3年次教員研修」や「中堅教員研修」の充実に取り組みます。さらに、専門性を発展させるため、市独自の教職員研修に取り組むとともに、教員自主研究会「草加教師塾」を支援します。管理職としての管理・指導力の向上のため、市独自で実施している校長研修会、教頭研修会、学校経営研修会の充実に取り組みます。

◇ 市委嘱研究の充実

市委嘱研修については、市として取り組むべき課題や内容をより明確にし、その課題に対する委嘱を推進するとともに、その学校で成果を得た効果的な方策を市内各校へ広げていかします。また、その成果を次の委嘱校に着実に引き継がれるようにしていきます。

特に学力向上推進校に対して、学力向上プランへの指導助言や学習補助員の配置等の支援を行います。

◇ 各種学力調査の実施と分析・活用

全国学力・学習状況調査、埼玉県学力・学習状況調査、市独自の学力調査等を実施し、その結果を把握・分析し、教育指導の改善を図ります。

◇ 学習指導要領改訂への対応

新学習指導要領全面実施に向け、国や県の動向を踏まえ研究を進めます。小学校における英語の教科化、「特別の教科 道徳」の実施を始め、アクティブ・ラーニングの充実など学習内容、指導方法の見直しについて情報を得て、日々の指導の改善に努めます。

◇ 児童生徒の学習に対する支援の充実

一人ひとりの児童生徒に基礎的な知識・技能を身に付けるために学習補助員を配置し、学習支援の充実に取り組みます。日本語に不自由な外国人の児童生徒が、日本語を確実に身に付けていくため、国際理解教育補助員を配置し、日本語指導の支援に取り組みます。外国語活動・英語教育の充実のため、小中学校の外国語指導助手（ALT）の配置を拡大します。学校司書を全校に配置し、読書活動の充実を図りました。今後、学校司書の配置の拡充を図りながら、児童生徒の読書に対する関心を高められるように取り組みます。必要に応じて学級支援員を配置し、落ち着いた教室環境を整えます。

◇ 教材教具の整備

必要な教材教具を整備し、教員が教材研究を深めることのできる環境をつくり、授業力の向上につなげます。また、授業の工夫や改善を通して、児童生徒の学力の向上を図ります。

◇ ICTの整備

ICTを活用して、授業の中で個別指導やアクティブ・ラーニングに取り組むための環境づくりを行います。そのために、情報教育機器の整備と教職員の研修に取り組みます。各教室・特別教室に大型のディスプレイを設置し、各校に必要な台数のタブレット端末を配備し、デジタル教科書等を利用した一斉学習や、個別学習、協調学習等に対応できる設備を整えます。

◇ 外国語活動・英語教育の充実

小学校の外国語活動から中学校外国語科へ円滑に接続させるための研修を行います。また、小学校英語教科化に向けた指導計画の検討等、指導体制の整備を行います。小中学校の外国語指導助手（ALT）の配置を拡大します。外国語を通じて言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、グローバル化に対応した教育環境づくりを進めます。

◇ 学校図書館教育の充実

今後、学校司書の配置の拡充を図りながら、児童生徒の読書に対する関心を高められるように取り組みます。また、学校図書館の蔵書内容や老朽化した図書の更新を考慮のうえ、国が定める図書標準の充足率100%以上の維持を目指すとともに、図書館設備備品の更新を図り、快適な学習環境づくりに努めます。

◇ 児童生徒の効果的な学習時間の確保

各学校で、授業規律を確立し、児童生徒が計算や漢字の繰り返し学習をできる時間や場の設定に取り組みます。さらに、児童生徒が学力を向上させる場として土曜寺子屋の開催を継続するとともに、夏休みや放課後に学習補助員等を活用した補習教室を開催します。また、児童生徒に発達段階に応じながら予習・授業・復習の学習サイクルを身に付けさせられるように、保護者と連携しながら、家庭学習の充実に取り組みます。

◇ 土曜日等の教育活動の充実

学校週5日制の趣旨を踏まえ、地域社会の中で児童生徒の知・徳・体を育むため、土曜授業等を含め望ましい土曜日等の教育活動について、順次実施していきます。

◇ 児童生徒の学習環境の整備

子どもたち一人ひとりの学習を支援し、9年間を通しての学力の向上を計画的に進めるため、中学校区ごとの小中学校合同での授業研究会の開催など小中学校間の連携を図りながら、学力の向上に取り組みます。また、学習掲示物の工夫を始め、各学校の実情に合わせ、朝の時間等で静粛な環境をつくり、学習や読書に集中できるよう、児童生徒の落ち着いた学習環境づくりに努めます。

◇ ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりに向けた研修の充実

通常学級に在籍する特別な教育支援を必要とする児童生徒が授業に取り組みやすくするために、授業にユニバーサルデザインの視点を取り入れる方策について研修会を実施します。また、研修並びに実践を進める中で、教室のすべての児童生徒にとって分かりやすい授業になるように授業改善を行います。

基本目標 1 一人ひとりのよさや可能性が発揮される学校教育の推進

施策

1 - 2 心豊かな児童生徒の育成

現状と課題

近年、少子高齢化、高度情報化が急速に進展する中、社会全体に様々な課題が生じています。また、都市化傾向の高まりから、自然環境の減少、地域コミュニティの弱体化とともに、人間関係の希薄化、核家族化など、児童生徒を取り巻く環境に大きな変化が生じています。児童生徒は、その影響を受ける中で育っており、規範意識や倫理観の低下及び自然とのふれあいなど、人格を形成する上において必要な経験の不足等が懸念されます。その中で、学校教育全体で心豊かな児童生徒の育成に努めてきました。その結果、草加っ子の基礎基本の「規律ある生活」については、全体的に向上しています。「学級集団アセスメント検査」を小学校5年生、中学校1年生で実施し、検査結果を分析することで、いじめや不登校の早期発見や予防のための手立てとして活用しています。今後も、いじめ、不登校、暴力行為など生徒指導上の課題解決に向け、道徳教育の推進を始め、様々な角度から取組を充実させていく必要があります。

施策の方向

直面する課題に対応するため、幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校の連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進することを始め、いじめ・不登校などに対応する教育相談、問題行動の予防や解決を図るための積極的な生徒指導の充実を図ります。「草加市学校におけるいじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めるとともに、関係機関と緊密に連携を図りながらいじめ撲滅に取り組みます。また、幼児期から、人や自然との関わりを広げる豊かな体験活動を通して、感性の形成やコミュニケーション能力の向上を図ります。また、音楽教育や自然教室を充実させ、心豊かな児童生徒の育成を目指します。

主な取組

◇ 『草加っ子の基礎・基本』の定着

『草加っ子の基礎・基本』のより一層の定着を図るため、「知・徳・体」のバランスのとれた取組を進めます。「礼を正し、場を清める、時を守る」などの規律ある生活の更なる徹底を図り、心豊かな児童生徒の育成を目指します。

◇ 道徳教育の充実

人間としてよりよく生きるための道徳性を育成するという視点に立ち、社会生活の決まりや基本的モラルを身に付けるなど規範意識の向上のため、道徳教育の内容、指導の充実を図る施策を推進します。文部科学省発行の『私たちの道徳』、埼玉県教育委員会発行の『彩の国の道徳』を積極的に活用し、児童生徒の自尊心の形成や他者への思いやりなどを身に付けるための指導を実施します。また、道徳が「特別の教科である道徳」として位置付けられることについて、その目標、内容、評価、指導体制について研究し、「特別の教科である道徳」を要とし、全教科・領域で「考える道徳」「議論する道徳」の実践に取り組みます。

◇ 教育相談の充実

電話・面談・学校訪問等による教育相談を通して、学校生活の諸問題に対する支援に取り組み、適切な助言を行います。学級支援員、さわやか相談員とスクールカウンセラーの学校への配置、学校支援指導員・スクールソーシャルワーカー・臨床心理士等の小中学校への派遣を含め、発達上や生徒指導上の課題のある児童生徒、虐待が疑われるケース等きめ細かな支援の充実を図ります。さらに、学校適応指導教室の運営の充実に取り組みむとともに、学校との連携を深め不登校児童生徒の自立と学校生活への復帰を支援します。

◇ 生徒指導の充実

校内指導体制を確立し、児童生徒一人ひとりに対する理解に基づいた生徒指導を推進するために、管理職のリーダーシップのもと、教職員相互の信頼・協力・共通理解による生徒指導の推進を支援します。また、家庭との連携を図りながら、学校と地域、警察などの関係機関が一体となった指導を行い、一貫した生徒指導に当たります。さらに、学校警察連絡協議会等の会議や研修を充実させ、学級集団アセスメント検査や臨床心理士の巡回相談等を通して、いじめや不登校、暴力行為等の未然防止に努めます。

草加市の「いじめ防止基本方針」、各学校の「いじめ防止学校基本方針」を指針として、なお一層、いじめ問題について、未然防止、早期発見に努めていきます。「いじめ撲滅サミット」を開催し、いじめに関わる講演や市内の児童生徒の代表による自校の取組の発表などを通して、自分たちの力でいじめを撲滅しようとする心情や態度を育てます。

草加市いじめ問題対策連絡協議会等条例の規定により、いじめ防止対策のために草加市いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題調査対策委員会等を必要に応じて開催します。

◇ 音楽教育の推進

合唱や合奏などの活動で互いに認め、助け合いながら真剣に取り組むことを通じ、人との望ましい関わり方を学び、児童生徒の情操教育の充実を目指します。市内音楽祭や南部南地区音楽祭、プロの演奏を直接聴く学校コンサートを支援し、豊かな感性を育てます。また、授業研究会や夏季音楽科実技研修会を実施し、教職員の授業力の向上を図ります。これまで中学校への楽器整備を重点的に行ってきましたが、今後小中学校の楽器整備を進め、小中学校合同の演奏会の実施など、音楽活動の充実を図ります。

◇ 読書活動の推進

各校で心豊かな児童生徒を育成できるように、読書活動を推進します。そのために、学校図書の一層の充実を図るなど、学校図書館の環境整備を行います。

◇ 自然教室の推進

大自然に恵まれた奥日光自然の家の利用や福島県昭和村の協力を得て、児童生徒一人ひとりが自然の恵みや美しさに触れる体験を通じ、豊かな感性を育みます。学校生活では得難い自然の中での仲間との触れ合いを通じ、よりよい人間関係を築き、心豊かな児童生徒の育成を目指します。ゆとりあるプログラムをつくり、自然への能動的な行動を前提としつつ、児童生徒の自主性を伸ばす活動や問題解決型学習を進めます。

◇ 「命をつなぐ教育」の推進

「命をつなぐ教育」として、自分や他人の命を大切にするために自分ができることを考え行動しようとする意識の高揚を図るため、骨髄バンクや造血幹細胞移植、生命誕生等の学習に取り組みます。

基本目標 1 一人ひとりのよさや可能性が発揮される学校教育の推進

施策

1 - 3 健康でたくましい児童生徒の育成

現状と課題

近年の新体力テストの結果では、本市の児童生徒の体力は、県平均と比較して、全体的に下回っていますが、平成26年度の結果では一部の種目では上昇が見られます。

児童生徒の実態を検証し、授業の実践の在り方、運動に対する意識調査などを行い、健全な体力の向上を図ることが必要です。

また、中学校部活動では、個人競技・集団競技とも幅広く活躍しています。さらに、全校の部活動全体としてのレベル向上とその支援が必要です。

学校給食は、小学校が自校直営調理方式、中学校が自校委託調理方式を採用しており、安全でおいしい手作り給食を実施しています。給食費の取扱いに関しては、様々な課題があり、給食費の公会計化のための検討を進めています。また、地産地消の推進については、給食の食材に使用する野菜を、市内の食育応援農家から学校に納入していますが、複数校への運搬の手立てや指定日に指定量の確保等の課題があります。食育の推進については栄養教諭及び学校栄養士が積極的に授業に参加し、児童生徒の朝食摂取率を高めています。今後は、朝食の献立の見直しを含め、朝食の在り方について各校の学校保健委員会等を通じて検討していく必要があります。

学校保健では、未就学児及び児童生徒のむし歯等の疾病における早期治療を促進し、現在70%前後のむし歯の治療率を75%まで引き上げるよう働きかける必要があります。また、各種健康診断を実施し、保健上必要な助言を行い、特に感染症対策について、感染予防及び感染拡大の防止を図る必要があります。さらに、学校における災害については、その発生を可能な限り未然に防ぐことが求められています。

施策の方向

子どもたちが明るく豊かで活力のある生活を営むために、元気に運動し、しっかり食事をとり、ぐっすり睡眠をとる、健康で体力のある児童生徒の育成を目指します。

幼児期教育から中学校教育まで子どもたちが体を動かすことで運動が好きになり、授業等で特性を知り、知識や技能を身に付けながら、体力の向上を目指します。中学生の部活動への意欲の向上を図り、部活動への支援を幅広く行います。

学校給食業務の適正な運用を図り、給食事業全体の収支を踏まえ、地場産の食材を積極的に活用した安全でおいしい草加の給食を提供します。

栄養教諭を中心とした家庭科や特別活動等の授業等でバランスのとれた食事、朝食の摂取等の食育の充実を図ります。

学校保健を充実し、健康でたくましい児童生徒の育成を図ります。

主な取組

◇ 『草加っ子の基礎・基本』の定着

『草加っ子の基礎・基本』のより一層の定着を図るため、「知・徳・体」のバランスのとれた取組を進めます。健康・体力などの「体」における基礎・基本については体育の授業を中心に更なる徹底を図り、児童生徒の体力の向上を目指します。

◇ 体力向上プランの策定

1学期の新体力テストで明らかになった自校の体力の課題をもとに体力向上プランを策定し、授業や特別活動、業前・業間運動等、全教育活動の中で体力を向上させるための取組を行います。その後、例えばその成果を検証するために2学期に再度新体力テストを実施し、さらに体力向上プランを見直すなど、体力向上に向けた取組に努めます。

◇ 体育・保健体育の授業の改善

研修を通じて教員の指導力を高め、体育・保健体育の授業改善を図ります。発達
の段階や個人差を踏まえながら、体の動かし方や運動の仕方を理解できるようにす
ることで、技能が向上し、運動好きになる児童生徒を育成します。また、児童生徒
の適切な運動量を授業の中で確保し、日常的に運動しない児童生徒にも運動を習慣
化させる取組や指導を行います。小中学校間の連携を通じた児童生徒の体力の向上
を図ります。

◇ 運動の日常化の推進

「時間・空間・仲間」の3つを大切にし、子どもたちが「体を動かしたくなる」
取組を進めます。そのために始業前、業間、放課後、長期休業中等、身体活動の時
間を確保します。また、青少年相撲大会や学校対抗相撲大会及びなわとび大会を開
催し、体力及び指導技術の向上を図るとともに、日常的に運動に親しむためのき
っかけづくりとします。

◇ 生活習慣の改善

朝食の摂取、テレビ等の視聴時間、睡眠時間の確保等、生活習慣は体力との関連
が深いことがこれまでの全国体力・運動能力、運動習慣等調査で明らかになってい
ます。家庭とも協力しながら各校において教科や特別活動、総合的な学習の時間等
で生活習慣の改善に取り組みます。

◇ 中学校部活動の推進

中学校部活動では、競技レベルの向上のため、専門的な指導力を有する地域の外
部人材の協力を受け、部活動の充実を図ります。また、市内中学校の部活動が関東
大会や全国大会へ出場する際、激励会を実施し、横断幕を作成する等広く周知し、
大会出場の支援を行います。

◇ 学校給食の推進

小学校（直営）・中学校（委託）の学校給食業務を継続して実施します。引き続き学校給食業務の適正な運用を図るため、コスト等の比較・検討を行います。また、給食費の取扱いに関する課題解決を図るため、公会計化の検討を進めます。

地産地消では、地産地消会議を定期的開催する中で課題等を整理し、地元生産者と意見交換し、農産物を積極的に学校給食に取り入れ、地元で採れた食材のおいしさを子どもたちに認識してもらうなど、地産地消の推進を図ります。

◇ 食育の推進

児童生徒の健やかな体づくりのため、家庭と協力し朝食の摂取率を高めます。また、栄養教諭を含む学校栄養士と連携し、児童生徒のバランスのとれた食生活の推進を図ります。

食育応援農家と連携し、地場産の食材を活用した給食を推進し、栄養教諭を中心とした学校栄養士とのチームティーチングを積極的に行い、食育の推進を図ります。

◇ 学校保健の充実

就学時健康診断を始め各種健康診断を実施し、その結果に基づき、治療勧告後の改善率の向上を図るため、保健上必要な助言を行い、児童生徒が健康でたくましく育つよう支援します。また、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師と連携し、更なる学校保健の充実を図り、保健室の備品の整備を計画的に進めます。現在70%程度のむし歯の治療率を75%程度に引き上げるため、学校保健会との連携による啓発活動を行います。

さらに、感染症対策として、感染予防及び感染拡大の防止を図り、各種環境衛生講習を開催します。

基本目標 1 一人ひとりのよさや可能性が発揮される学校教育の推進

施策

1 - 4 きめ細かな特別支援教育の充実

現状と課題

本市では、これまでノーマライゼーションの理念に基づき、特別支援教育の充実に取り組んできました。特別支援学校や特別支援学級など個々の支援ニーズに応じた教育の場で学ぶ児童生徒に加え、それ以外にも特別な教育的支援を必要とすると思われる児童生徒が小中学校に在籍しており、早期からの教育相談及び一貫した教育支援が求められています。

そのため、発達障害を含む障がいのある児童生徒の特別な教育的ニーズを把握し、校内支援体制の整備、充実を図り、一人ひとりのよさや可能性を最大限発揮できる環境づくりに努めてきました。特に、市内32校の全小中学校に特別支援学級を設置し、第一次計画の目標値を達成しました。

今後は、ノーマライゼーションの理念から、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向けてより一層、保護者や医療、福祉などの関係機関と連携し、個別の教育支援計画作成を普及させるなど、長期的視点に立ち、一貫した支援を行う必要があります。また、一人ひとりのニーズに応じた必要な支援及び適切な指導が図れるよう、特別支援学級等の担当教員の育成並びに全教職員の特別支援教育に係る指導力の向上に取り組む必要があります。

施策の方向

障がいのある児童生徒の多様化する教育的ニーズに対応できるよう、教育支援の充実を図り、特別支援教育の更なる推進充実を図ります。また、特別支援学校が担っているセンター的機能を活用するなどその専門性をいかし、埼玉県立草加かがやき特別支援学校との連携を図ります。

教育の機会均等の趣旨にのっとり、特別支援教育就学奨励費補助事業を進めます。

主な取組

◇ 特別支援教育の充実

早期からの教育に関する相談・支援、就学支援、就学後の適切な教育及び必要な教育的支援全体を一貫した「教育支援」ととらえ、子どもや保護者の人権に配慮しつつ、子ども未来部等と情報共有を図り、行政組織間の横の連携を密にすることで就学前からの効果的な支援を目指し、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた「教育支援」の充実を図ります。

そのために、草加市障害児就学支援委員会、就学相談、就学予定児及び保護者を対象としたことばの相談会等の実施を通し、児童生徒の特別な教育的ニーズを把握し、適切な就学支援及び継続的な支援をしていきます。

また、特別支援学級等の支援体制の整備・充実を図るとともに特別支援学級及び通級指導教室の人材の確保、担当教員の育成及び指導力の向上に努めます。

さらに、必要に応じて障がい種別の特別支援学級を設置し、特別支援教育支援員の効果的な配置を計画的かつ組織的に進め、児童生徒の特別な教育的ニーズに合った教育環境の整備を進めます。

そのほか、中学校特別支援学級学習交流会や市内特別支援学級合同発表会への支援に取り組み、各活動、行事の充実に努めます。

加えて、特別支援学級及び通級指導教室担当教員の育成並びに全教職員の特別支援教育に係る指導力向上のため、各種研修会の充実を図ります。

◇ 特別支援教育の就学奨励費の補助

教育の機会均等の趣旨に基づき、小中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童生徒の保護者または特別支援学級に就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費について補助をします。

◇ 埼玉県立草加かがやき特別支援学校との連携

地域の子どもたちや保護者、教員への支援・相談・助言など、特別支援学校が担うセンター的機能を積極的に活用するなど、草加かがやき特別支援学校との連携を図り、小中学校の特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する特別支援教育の充実を図ります。

基本目標 1 一人ひとりのよさや可能性が発揮される学校教育の推進

施策

1 - 5 一人ひとりに応じた就学支援の充実

現状と課題

草加市の就学援助の認定は、独自に所得制限を用いた基準を設け実施しています。また、平成26年度からは生徒会費を援助対象としました。今後は、援助の拡充について、検討する必要があります。

学費の支出増加に対応するため、貸付金額の見直しや各種奨学金制度の研究を進めるとともに、厳しい経済情勢の下、増加傾向にある貸付金の滞納者への対策を強化することが必要となります。

施策の方向

就学援助の認定にあたっては、所得制限を導入した新たな基準に基づいた認定を行い、同制度の運営の透明性の向上を図ります。

中学校の生徒会費を援助対象としましたが、援助の拡充については、援助対象とするか検討を進めます。

入学準備金、奨学資金貸付制度は、相談件数の増加や相談内容の多様化に合わせて、貸付制度の在り方について研究し、制度運用の充実を図ります。また、入学準備金及び奨学資金の滞納対策が急務であることから、滞納解消に向けて法的措置等の具体的な取組を実施します。

主な取組

◇ 就学援助の適正な認定

所得基準を導入した草加市独自の認定方法により適正に運用を進めます。また、援助の拡充について検討を進めます。

◇ 入学準備金及び奨学資金貸付制度の見直し

入学準備金及び奨学資金の相談件数の増加及び相談内容の多様化に対応するため、貸付額の見直しについて検討するとともに、活用しやすい貸付制度の研究を進めます。

返済にあたっては、口座振替利用を基本として、確実な返済と返済状況の管理を行います。

◇ 貸付金の滞納解消に向けた取組

滞納者に対し、文書督促及び電話催告、自宅訪問や個別相談を実施するとともに、長期滞納者に対しては、滞納の解消に向けた取組を強化します。

基本目標 2 安全安心な教育環境整備の推進

施策

2 - 1 計画的な学校教育施設整備の推進

現状と課題

子どもたちの安全安心な学校施設の整備を図るため、これまで校舎・屋内運動場等の耐震補強工事を行いました。

しかしながら、築50年を経過した校舎もあり、安全安心な教育環境を整備するためには、校舎の大規模改修等の対策を効果的・効率的に実施していく必要があります。

さらに、トイレ環境の整備が必要な校舎もあり、学習環境を整えるための設備の充実が重要です。

また、近年の社会問題となっている夏の猛暑対策として、小中学校全普通教室及び音楽室へエアコンを設置しました。さらに、児童生徒の健康の保持及び学力の向上のためにその他の特別教室へのエアコン設置等の対策について検討する必要があります。そのほか、新規備品の整備及び老朽化大型備品の更新を計画的に進めてきました。

施策の方向

安全安心な教育環境を整備するため、学校施設の天井材等の非構造部材について耐震化等の対策を進めます。

公共施設等総合管理計画の基本的な考え方にに基づき、校舎等大規模改修、トイレ環境の改善等、安全安心な教育環境の整備を効果的、効率的に実施し、併せて備品の整備・充実に図ります。

主な取組

◇ 非構造部材の耐震化

屋内運動場は災害時の避難場所として重要な役割を果たし、その安全性の確保は極めて重要であることから、非構造部材について耐震化等の対策を進めます。

◇ 学校施設の維持管理

安全な教育環境の維持・整備を図る目的として、小中学校施設の小規模工事や修繕等を順次実施します。

◇ 校舎等の大規模改修等

経過年数を伴う老朽化した校舎等について、「公共施設等総合管理計画」を基に「学校施設整備計画」を策定し、大規模改修等の対策を進めます。

◇ トイレの改修

トイレについて、「トイレ整備計画」を策定し改修等の対策を進めます。

◇ 共通管理備品の整備

校内放送機器、特別教室備品及び屋内運動場用備品を重点に、順次備品の更新整備を実施します。

基本目標 2 安全安心な教育環境整備の推進

施策

2 - 2 魅力ある教育環境の推進

現状と課題

奥日光自然の家は、小中学生が自然教室を実施している施設で、児童生徒が一人ひとり自然の恵みや美しさに触れる体験を通し豊かな感性を育みます。また、一般の方の利用については、健康増進施設として利用されております。

しかし、建設から約50年が経過していることから老朽化が著しく、毎年修繕を実施しながら維持管理を行っています。

また、利用については、一般の車では乗り入れが出来ず、ハイキングまたは専用のバスでのみ、利用して頂いている状況です。

施策の方向

自然の家の管理運営については、計画的な修繕及び工事を実施し、整備を進めます。

主な取組

◇ 自然の家の管理・運営

奥日光自然の家は、施設の老朽化が著しいことを踏まえ、継続して修繕及び工事を実施し、施設の利便性を図ります。

この施設は、児童生徒の健全な育成のみならず、市民の健康増進のための施設であるため、利用者に対し、広報やホームページを通じ、利用時の四季折々の情報提供を図りながら、更なる利用者の拡大に努めます。

基本目標 3 学校・家庭・地域の連携の推進

施策

3 - 1 家庭・地域の教育力の向上

現状と課題

子どもを取り巻く教育環境の課題について、解決及び改善に向かうためには、地域の教育力を学校に取り込むとともに、学校が積極的に家庭や地域に働きかけるなど、学校・家庭・地域が連携して取り組むことが非常に重要です。

小中学校の全校に組織した学校応援団の活動は、学校における学習活動、児童生徒の安全確保、環境整備、部活動への支援等、学校の活性化と家庭や地域の教育力の向上を図ることで成果を上げています。

今後も、土曜日や夏休み中などにおいて、地域住民の参画を得て子どもたちの学習活動や体験活動の充実を図るなど、地域社会が一体となって、「知・徳・体」のバランスのとれた子どもたちを育成していくことが求められます。

今後、学校応援団の活動を始めとする地域による教育活動を更に充実していくため、多くの人材の協力、地域の特色をいかした多様な体験活動への展開などが課題として挙げられます。

施策の方向

学校とボランティアとの連絡調整等を行う学校応援コーディネーターを育成するとともに、学校応援団について人材の確保や活動内容の充実を図ります。また、学校応援団連絡協議会や研修会を実施し、各校の情報交換、実践事例の紹介、人材の育成等、活動の支援を行います。

小中学校と家庭・地域との連携を通して、防災教育や防犯教育を推進し、児童生徒自身が危機を予測し、自らの命を守る能力や、ルールやマナーを守って安全に生活する態度を育成します。学校において地域との交流・連携をいかした取組を進めるとともに、交流・連携しやすい環境づくりを推進します。土曜日等の教育活動の充実を図るため、学校・家庭・地域が一体となった教育活動に取り組みます。

主な取組

◇ 学校応援コ ディネーターの育成と活動内容の充実

学校応援団の活動の充実を図るため、学校応援コーディネーターを育成するとともに、実践事例を発表する場を設けたりするなど、各校の応援団の活動を支援します。学校応援団の登録者名簿の作成・管理や学校とボランティアとの連絡及び調整を支援し、小中学校と地域の連携の充実を図ります。

また、学校応援団連絡協議会を開催し、各校での応援団の具体的な取組について情報交換し、各校での活動の充実及び発展を図ります。

◇ スクールガード・リーダーの配置と活動の推進

埼玉県教育委員会の委嘱により、スクールガード・リーダーを全小学校に引き続き1名ずつ配置します。スクールパトロールステーションを拠点として、スクールガード・リーダーは、学校における安全管理対策への参加、学校内外の安全点検、通学安全パトロール、不審者や危険箇所等に関する学校との情報共有、防犯教室や地域安全マップ作りなど、児童生徒の安全安心を確保するための活動の充実に努めます。

◇ 中学校部活動の外部指導者派遣

学校長が推薦し、教育委員会が承認した、専門的な指導力を有する地域の外部人材を中学校に派遣し、部活動を支援します。

◇ 学校・家庭・地域が一体となった防災教育の推進

地震や大雪、突風、竜巻、台風などの自然災害に適切に対応するため、各学校において、日頃から発達段階に応じた防災に関する教育を進めるとともに、学校・家庭・地域が一体となって防災訓練等に取り組むなど、児童生徒の命を守る防災教育を推進します。

◇ 草加市市民活動災害補償制度の活用

全小中学校において、学校応援団としての加入申請を呼びかけ、学校応援団名簿を年度ごとに更新し、組織の把握と体制整備を図ります。

◇ 子ども避難所への保険の適用

小中学生の登下校の安全確保のための子ども避難所に、事故があったときに補償できる保険に加入します。

◇ 土曜日等の教育活動の充実（再掲）

学校週5日制の趣旨を踏まえ、地域社会の中で児童生徒の知・徳・体を育むため、土曜授業等を含め望ましい土曜日等の教育活動について、順次実施していきます。

◇ 「親の学習」の実践

基本的な倫理観、社会的なマナー、自立心や自制心などを育成する上で、家庭教育は重要な役割を担っています。

子どもの成長の節目をとらえた、保護者向け「親の学習」講座では、「親が親として育ち、力をつけるための学習」を行い、子育てをふり返り、今後の家庭教育について考える機会を提供します。

また、子育てに悩む親の減少を目指す等、家庭教育について学ぶ機会を増やすため、各学校のPTAが実施する家庭教育学級などで「親の学習」講座の開催を促進します。

基本目標 3 学校・家庭・地域の連携の推進

施策

3 - 2 組織力をいかした学校経営の推進

現状と課題

学校経営を円滑に行うため、管理職のリーダーシップ及び自ら考え主体的に行動できる中堅教職員の育成が急務となっています。

学校経営の充実を図るため、地域や家庭の教育力を活用した学校応援団の整備を行い、登下校を見守る安全パトロール、本の読み聞かせ活動や草加寺子屋の学習補助等多様な学習活動の支援を受けています。

学校評議員制度の人材発掘等の課題の検討や学校評価の評価項目の見直し等を行っています。成果と課題を明確に示し、次年度にいかすことができる評価方法の見直しをする必要があります。

児童生徒及び保護者の希望に応える学校教育を推進するため、学校選択制の課題を検討し、現状に即した中学校学校選択制の見直しが必要となります。

若手教員及び欠員補充や各種代員等による臨時的任用教員が増加している現状を踏まえ、教職員一人ひとりの資質・能力や年齢、各校の男女比等を加味しながら、各学校の課題解決と教育の重点に直結する効果的かつ計画的な配置に努める必要があります。

学校配当予算を一元化し、特色ある学校経営を進めることが可能になったことから、各校の特性や地域性をいかした学校づくりを充実させる必要があります。

施策の方向

保護者や地域の教育力を活用した学校応援団、学校評議員制度や学校評価を工夫改善し、より良い学校経営の推進を図ります。

また、学校選択制の課題を検討し、現状に即した選択制の見直しを図るとともに、効果的かつ計画的な教職員配置等を推進します。

特色ある学校経営を推進していくことから、各校の教育目標の達成を目指し、積極的な活動ができるように教育環境や学習環境の整備に向けて、各校が主体的な取組を実施します。

主な取組

◇ 学校経営の充実

学校管理運営事業では、管理職のリーダーシップの形成を図るため、校長会議・教頭会議等での指導及び情報提供を行い、学校管理研修会の企画・運営の充実を通して管理職の育成に努めます。

また、学校管理訪問及び学校指導訪問により各学校の実態把握に努め、課題を明確にして指導を行い、校長の学校経営を支援します。

各校の中核となる人材育成については、各校の課題を踏まえて候補者を適切に配置し、個々の経験年数に応じた指導を充実します。

各年次研修においては、個々の経験年数に応じた教員としての心構えや指導力の向上及び服務、教員事故防止等について指導します。学校事務職員・学校栄養職員に対し研修会を開催し、それぞれの立場に応じた指導により専門性豊かな職員の育成を図り、服務、教職員事故防止等について徹底します。

特色ある学校経営を推進させるための予算を通して、各校の特性をいかした学校づくりを支援します。

◇ 学校評議員及び学校評価制度の充実

学校評議員制度における評議員の人材確保等の地域の教育力を活用できる情報収集力を高めるとともに、活動内容を再度見直し、次年度以降の学校経営等にいかすことができるよう一層の充実を図ります。

学校応援団については、地域の教育力を積極的に活用し、保護者・地域の方々の参画した学校教育を一層推進します。

学校評価については、全校で実施し、保護者・地域の方々のご意見を踏まえ、評価項目の内容等を見直し、学校の取組等について改善を図り、より質の高い学校教育を推進します。

◇ 小中学校通学区域審議会の開催

草加市立小中学校通学区域審議会を開催し、各校の規模や地理的要件、児童生徒の登下校における安全確保等の視点から草加市立小中学校の望ましい通学区域の在り方についての見直しを図ります。小中学校通学区域審議会答申に基づき、指定校変更の基準を公平・公正に運用します。

◇ 中学校学校選択制の実施

中学校学校選択制により、児童生徒及び保護者の希望に応じていくため、児童生徒一人ひとりが、より充実した中学校生活を送れるよう努めます。学校の教育情報を進んで地域に発信し、児童生徒及び保護者、市民の信頼に応える教育を促進します。

◇ 特色ある学校経営を推進するための予算の充実

より各学校の特色が反映できるよう学校配当予算の内容の充実に努めていきます。また、学校事務職員等が適正な予算執行、会計処理が行えるよう、学校事務職員等に対する研修を継続していきます。

基本目標 3 学校・家庭・地域の連携の推進

施策

3 - 3 子ども教育の連携の推進

現状と課題

少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少や、都市化の進行に伴う地域社会・家族形態の変容など、社会環境の変化は、子どもの育ちに深刻な影響を及ぼすことが指摘されています。

そのため、特に、将来の就労意欲につながる学習意欲の向上、異年齢・同年齢集団での人と関わる場の確保、自己肯定感の育成、及び家庭・地域の教育力の向上が課題となっています。

こうした中、社会を生き抜く力の基盤となる生きる力を子どもに確実に身に付けさせることが重要です。

平成26年度、草加市では幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校（以下、幼保小中）が、0歳から15歳までのすべての子どもの育ちを共に支える『目指す「草加っ子」(草加市幼保小中教育指針)』を策定しました。

これは、草加市内の幼保小中が、校種や子どもの発達段階が異なっても、子どもの育ちを支える基本的な指導事項について15年間の見通しをもち、指導のねらいと指導内容を共有し、一体となって子どもを育てていくための指針です。

この指針とともに、小学校入学前後や中学校入学前後の円滑な接続や積極的な連携に役立てるため、『草加市幼保小接続期プログラム』『草加市小中連携プログラム』を策定しました。

こうした取組を通して、草加市内における幼保小中の連携の実施状況は、年々、広がりや深まりを見せています。

今後、日常的な教育活動における連携と学校種間の円滑な接続の成果を、子どもの健やかな育ちに資する教育課程の改善にいかすことが重要です。

また、子育てに関する他部局との連携を密にし、社会環境の変化に起因する子どもの育ちに関する課題の予防や、子育てに対する不安の解消に向けた家庭教育への支援のために、より効果的な方策を検討する必要があります。

施策の方向

幼保小中の交流・連携の成果をいかし、目指す「草加っ子」(15歳の姿)の実現に向け、目標の共有と教育課程の接続を行い、各園や各学校間で「学び」「心」を結ぶ、幼保小中を一貫した草加市の教育を目指します。

0歳から15歳までのすべての子どもの育ちを共に支え、教育の実効性を高めるため、園・学校・家庭・地域の連携を一層推進します。

また、教育の出発点は家庭教育にあることから、各学校のPTAや地域と連携して、埼玉県の推進する「親の学習」を積極的に活用します。

さらに、関係部局と協力する中で、より効果的な方策を検討し、家庭の教育力の向上を図ります。

そして、家庭や地域の理解に対して、子ども教育の連携を推進していくため、施策の周知・広報を積極的に行います。

主な取組

◇ 子ども教育の連携の着実な推進

0歳から15歳までのすべての子どもの育ちを共に支え、「自ら学び、心豊かに、たくましく生きる」草加っ子(15歳の姿)を育むため、幼保小中の教職員、保護者、地域の代表者や学識経験者等で構成する草加市子ども教育連携推進委員会において、連携推進の方針について検討を行うとともに、連携に関するアンケート調査を実施し、実態を踏まえた、より効果的な取組が行えるようにします。

また、子ども教育の連携推進に関する専門的事項等を協議するため、推進委員会の下に置く草加市子ども教育連携推進専門部会において、0歳から15歳までの「学び」「心」を結ぶカリキュラムを実施するため、埼玉県小・中学校教育課程編成要領に基づいた指導資料を作成します。

さらに、『目指す「草加っ子」(草加市幼保小中教育指針)』『草加市乳幼児期保育・教育課程』『草加市幼保小接続期プログラム』『草加市小中連携プログラム』『草加市 小中学校 教育課程指導資料(算数・数学)』等については、その理解と活用、実施の定着を図ります。

◇ 子ども教育の連携推進に関する研究事業の充実

市内において子ども教育の連携が広がりと深まりを見せる中で、子ども教育連携に係る基本理念の理解を促し、効果的な事業の実施方法等について検討し、改善を行います。

これまでの子ども教育連携推進研究事業の成果を踏まえて、目指す「草加っ子」の着実な育成に向けた、草加市の幼保小中を一貫した教育の在り方についても研究を行い、成果を広めます。

◇ 子ども教育連絡協議会の開催

子ども教育連絡協議会では、同じ地域の幼保小中が一堂に集まり、連携について意見交換する機会を定期的に設けるとともに、保育・授業参観や教職員を対象とした研修会を行い、子ども教育の連携を市内全体に更に広げ、草加市の幼保小中が一貫した教育の在り方について理解を深められるようにします。

また、リーフレットの改訂・配布を通じて、保護者への啓発活動に努めます。

◇ 家庭教育への支援の充実

幼保小中と家庭が一体となって子どもたちの育ちを支えられるよう、各小・中学校で「親の学習」を実施するとともに、PTAが実施する家庭教育学級を支援する方策を検討します。

具体的には、保護者向け「親の学習」講座として「親が親として育ち、力を付けるための学習」を、子どもの成長の節目をとらえて実施し、これまでの子育てをふり返り、今後の家庭教育について考える機会を提供します。

さらに、中学生向け「親の学習」講座として「親になるための学習」を実施し、将来、親となるために必要なことを学ぶ機会を提供します。

また、保護者が家庭教育について学べるように、子どもの発達に沿ったテーマで「子育て講演会」を開催します。

以上の取組を円滑に実施するため、子育てに関する他部局との連携を密にしています。

◇ 幼児教育の充実のための取組

各園における、幼児教育充実事業に係る体験活動の実施状況を踏まえ、より効果的な事業となるよう支援します。

また、『目指す「草加っ子」(草加市幼保小中教育指針)』『草加市乳幼児期保育・教育課程』『草加市幼保小接続期プログラム』への理解や、効果的な活用を図るため、市内の幼稚園・保育園・認定こども園を対象とした訪問を実施し、幼児教育の充実を支援します。

基本目標 4 地域の力をはぐくむ生涯学習活動の推進

施策

4 - 1 生涯をととした多様な学習機会の充実

現状と課題

平成26年度に実施した草加市生涯学習市民アンケートでは、公民館で活動する市民の9割が、今後も生涯を通じた学習活動をしていきたいとの意向があります。

本市では、「草加市生涯学習基本構想基本計画」において「生きる力をはぐくむ学縁都市そうか」を掲げ、生涯学習推進のための各種事業に取り組んでいます。

市民の生涯を通じた学習意欲に応える環境づくりや学びの成果を地域づくりにいかしてもらおう仕組みづくりが求められます。

施策の方向

平成28年度までの計画期間である「第二次草加市生涯学習基本構想・基本計画」については、「第二次草加市教育振興基本計画」に基づき、新たな次期計画を策定します。

市民と行政の協働により、「学びの環境づくり」「学びの輪を広げる」「学びをいかす人づくり」の3つの施策に沿って各種事業を推進します。

学びの環境づくり

市民の生涯学習意欲に応える学習情報の提供や学習相談の充実といった生涯学習支援体制の整備を推進します。

学びたい人と指導者をむすぶ仕組みづくりを通して「共に学び、共に育つ」生涯学習社会の構築を図ります。

学びの輪を広げる

学校・家庭・地域の連携・融合を更に推進し、「地域の教育力」の向上を図ります。

大学、NPO法人、市民団体、学校や民間学習施設といった地域の教育資源をいかし市民の高度で多様な学習意欲に応える学びの場を創出します。

学びをいかす人づくり

草加市生涯学習市民アンケートでは、公民館で生涯学習活動をしている75%の人が「地域や社会を支援する活動に参加していきたい」と回答しています。公民館の講座やサークル活動などを通して得た知識や絆を地域社会に還元していきたいとの意向が伺えます。

学びの成果を地域づくりにいかせるよう人材の発掘・育成に取り組みます。

主な取組

◇ 学びの環境づくり

市民の生涯学習に関するさまざまな情報をインターネット上で入手できる「生涯学習情報提供サイト」の普及活用を図り、学びに関わる情報提供・交流体制を推進します。

また、生涯学習指導者バンクを充実し、体験講座を通して人材活用場を創出します。

◇ 学びの輪を広げる

市民の身近な生涯学習の場である公民館や市内各地域に設置されている学校を地域における学びの拠点として、市民一人ひとりの学びの場、地域の交流の場としての地域学習圏づくりを推進します。

また、本市の教育資源である大学、NPO法人、民間学習施設などと連携し、オープンカレッジ、子ども大学そうか、そうか市民大学の開講といった学びの場を創出します。

◇ 学びをいかす人づくり

地域の人材や団体が学びを通して得た知識や絆を地域づくりにいかせるよう社会教育施設を含めた育成環境の充実を図ります。

また、学びの成果をいかす地域活動への参画を促進するために、地域におけるコミュニティ活動、ボランティア活動を支援する取組を推進します。

基本目標 4 地域の力をはぐくむ生涯学習活動の推進

施策

4 - 2 生涯学習施設の整備とネットワーク化の推進

現状と課題

公民館や中央図書館は、多様な学習の機会を提供し、地域の生涯学習推進の拠点施設として幅広く市民に活用されています。

学校・家庭・地域の連携を図るため、平成塾における世代間交流の拡充や、より身近で地域性をいかした学習機会の提供を行うための仕組みづくりについて、取り組む必要があります。

中央公民館及び川柳文化センターについては、施設の老朽化が進み、耐震化等の対策を効果的・効率的に実施していく必要があります。

県下において図書館の利用者離れが見られる中で、本市も例外ではなくより一層の魅力ある図書館づくりが望まれています。利用増加を図るため、引き続き図書を始め、各種資料の整備充実に努めるとともに、利用減少の一つの要因とされる児童・青少年の活字離れに対する読書活動を推進する必要があります。また情報社会の進展に対応するため、IT情報機器を活用したサービスを図る必要があります。

施策の方向

「人づくり・地域づくりの拠点」である公民館、図書館などの生涯学習施設のネットワーク化を推進し、市民の生涯学習環境の充実を図ります。

公民館・文化センターの施設整備については、草加市公共施設等総合管理計画の方針に沿って、学校など既存施設の活用を含めた整備の在り方について検討していきます。

中央図書館では、公民館図書室、小学校サービスコーナー、地域開放型図書室とのネットワークを活用し、自ら学ぼうとする生涯学習社会にあって広く市民の知的要求に応えるとともに、利用者が必要とする情報提供の場として、多様できめ細かなサービスを提供します。

また、適正な施設の維持管理及び館の運営に努め、快適な学習環境を提供します。

主な取組

◇ 地域における生涯学習施設の整備

公民館・文化センターの整備については、市民が安全で快適に利用できるよう適切な修繕・改修工事を行います。

◇ 身近で地域性をいかした学習機会の提供

学校・家庭・地域との連携を深めるため、小学校を拠点とした平成塾における世代間交流を推進します。

また、地域の身近な課題解決など公民館ごとに地域性をいかした事業を展開するため、生涯学習に関心のある地域住民や関係機関、利用団体との連携を推進します。

◇ 中央図書館の充実

魅力ある蔵書とするため、年数の経過した図書資料の更新のほか、中央図書館の特色を出すためドナルド・キーンコーナーを含め、郷土資料の整備充実に努めます。

また、児童・青少年の利用者が多く見られる公民館図書室、小学校サービスコーナー及び地域開放型図書室では、図書を充実するとともに、読み聞かせ等の本に慣れ親しむ活動に取り組みます。レファレンスなどカウンター業務においては、各種データベースを活用し、迅速かつ的確に利用者の要望に応えるとともに、IT情報機器を活用したサービスを図ります。

さらに、施設・設備面では、経年劣化に伴う改修及び更新を計画的に行います。

なお、長期的課題として、将来にわたる安定したサービスかつ時代に相応した魅力ある図書館を目指し、館運営の在り方を検討するとともに、図書館サービスの地域格差を埋めるため、既に構築した図書館ネットワークの充実に努めます。

基本目標 4 地域の力をはぐくむ生涯学習活動の推進

施策

4 - 3 文化遺産の発掘・保存等の計画的な取組の推進

現状と課題

江戸時代に日光道中の宿場町として栄えた草加は、松並木や町屋建築の建造物が旧街道沿いに残っており、また、縄文時代に造られた丸木舟や古墳時代の土器など、学術的に貴重な文化財も数多く出土しています。

草加せんべいを始めとする地場産業や地域の祭り、民俗芸能なども草加の歴史を語る上では外すことのできない文化遺産です。

地域に残る有形・無形の貴重な文化遺産を市民共有の財産として将来にわたり保存・継承していくことを認識し、絶やすことなく後世に伝えていく取組を、これまで以上に推進していくことが重要です。

歴史民俗資料館は、草加松原が国の名勝に指定されたことから市内外から多くの来館者を迎えています。今後、草加の歴史を学び、紹介する教育施設として充実を図っていくため、新たな整備が必要となります。また、現在の資料館は国の登録有形文化財に登録されたことから、外見を大きく変える増築や改修は行うことができません。収蔵資料の保管については、限界に達していることから、新たな資料の収蔵場所も必要になります。

また、将来的な課題として、市史編さん事業及び公文書館整備の方向性についても検討が必要となります。

施策の方向

「草加市文化財保護基本計画」の方向性を踏まえ、「文化財保護意識の高揚」、「文化財保護体制の確立」、「文化財施設の整備」の3つの大きな柱とし、個々の取組を推進します。

主な取組

◇文化財保護意識の高揚

学校教育や社会教育における郷土学習の機会の提供を充実したものとするため、小中学校での社会科授業や歴史民俗資料館主催事業等を通して、文化財保護意識の高揚を図ります。また、市民が手軽に草加の郷土史を学ぶためのツールとして、「草加の歴史と文化財ハンドブック」の充実を図ります。また、児童生徒の郷土学習の副教材として「草加お宝かるた」の活用を推進します。また、平成26年3月に「草加松原」が国指定名勝となったことに伴い、市民への普及啓発、保存活用計画の策定などに取り組みます。

さらに、文化財を災害や盗難等から保護するために、指定文化財等の所有者、文化財保護審議会委員、行政職員との三者が集う場を設けるなど、官民が一体となり、情報交換や話し合いが可能となるような環境の整備を進めます。

◇文化財保護体制の確立

貴重な文化遺産の保存活用を一層促進するため、指定文化財を始めとする文化財保護のためのマニュアル整備や文化財保護ボランティア制度の導入について検討を行います。

また、現行の「文化財保護基本計画」を見直します。

市史編さん事業や公文書館整備については、今後の整備に向けてこれまで収集した歴史的資料の整理などに取り組みます。

◇文化財保護施設の整備

歴史民俗資料館については、市の文化財保護の拠点施設として、展示や収蔵の在り方について整備計画に基づき、実施計画を策定し、整備を進めてまいります。

また、市民の郷土学習の場や文化財保護ボランティアを育成するための各種企画展・講座を開催します。

さらに、歴史民俗資料館収蔵資料台帳の閲覧が可能となる収蔵資料検索システムの充実を図り、収蔵資料の利用促進及び適切な管理を図ります。

基本目標 5 人権教育の推進

施策

5 - 1 学校人権教育の推進

現状と課題

人間関係の希薄化や規範意識の低下、家庭・地域の教育力の低下などに伴い、女性、子ども、障がい者、高年者、同和問題、外国人などに関する様々な人権問題が深刻化しています。

小中学校においては、人権に関する歴史や様々な人権課題について、児童生徒が授業等で学習するなど、発達段階に応じた様々な取組を行っています。また、全教育活動で豊かな心を育成することで、児童生徒一人ひとりの人権意識を高めています。

しかし、いじめの問題やプライバシーの侵害に加え、インターネット・SNS等による誹謗中傷などの人権侵害のほか、性同一性障害者への人権上の配慮などの児童生徒間の人権に関する新たな課題も生じています。

施策の方向

学校における多様な機会を通して、人権を大切にしよう教育を推進し、豊かな人権感覚を身に付け、主体的に行動できる児童生徒の育成を図ります。子どもの人権擁護の視点に立ち、基本的人権を尊重する意識の醸成・定着・高揚に努めます。

主な取組

◇ 学校人権教育の推進

児童生徒の自ら学ぶ力、自尊感情及びコミュニケーション能力の向上のため、自他を尊重する人権意識を高め、主体的に行動していく実践力を培います。身近にある様々な人権問題を通じた体験的な学習や、人権感覚育成プログラムを取り入れた学習活動により児童生徒の人権感覚や人権意識を養います。

また、人権に関する作文や標語を収めた人権文集を発行し、人権・同和問題への取組に積極的に参加します。

人権・同和問題について、教職員研修会を重視し、管理職の研修会に外部講師を招き、歴史的背景のある場所を取り上げ、研修会を開催するとともに、人権を正しく学ぶため人権教育全体計画に基づき、各教科・領域等の年間指導計画に人権教育を位置付け、授業に取り組みます。

人権感覚育成指導者及び人権教育主任対象の研修会を通して、各学校での人権研修会の充実を図ります。初任者研修、3年次経験者研修で人権に関するテーマを取り上げ、人権に関する指導者研修の充実を図ります。

◇ 児童虐待から子どもを守る取組の推進

児童虐待から子どもを守るため、学校において早期発見早期対応できる組織づくりを進めるとともに、児童相談所等の関係機関との連携を強化します。

基本目標 5 人権教育の推進

施策

5 - 2 社会人権教育の推進

現状と課題

日本国憲法で保障された基本的人権は、侵すことができない永久の権利ですが、同和問題を始め、女性、子ども、障がい者、高年者、外国人、また結婚や就職差別等、今日でも多岐にわたる人権問題があります。

これまで、こうした問題を広く市民と共に分かち合うことを目的とし、草加市人権教育推進協議会との共催による「人権を考える市民のつどい」、吉町集会所や公民館等においても人権教育のための講演会や講座を開催してきました。

今後も様々な社会人権問題の解決を目的とした各種講座の開催が求められます。

施策の方向

より多くの市民が人権の課題について考え、より身近なものとしてとらえることができるよう、吉町集会所や公民館における学習機会の充実に努め、全ての人が相互に存在を認め合い、尊重し合う地域社会の実現を目指します。

主な取組

◇ 社会人権教育の推進

吉町集会所において、人権教育講演会や年間を通した講座を開催するほか、市民との協働により定期的に「集会所まつり」を開催し、地域を挙げて人権問題の解消に取り組み、吉町集会所の施設管理を適正に行うため、修繕等を実施します。

また、公民館においても、引き続き人権に関する講座等を地域に偏りなく実施し、人権問題への解決意識の形成を図ります。

なお、各社会教育施設における講座や講演会の実施にあたっては、時代に合った人権課題を題材とした学習機会を、社会教育関係団体等と連携し、市民に幅広く提供します。

第6章

計画の推進に際して

第6章 計画の推進に際して

1 生きる力を育てるための子ども教育の連携の更なる推進

教育委員会では、平成24年度に子ども教育連携推進室を設置し、0歳から15歳までを連続した教育期間ととらえ、子どもたちの発達段階に応じた学校・家庭・地域が一体的な指導を行う子ども教育の連携に力を入れてきました。

この4年間で子ども教育の連携は、大きな広がりや深まりを見せ始めています。その成果を今まで以上に学校・家庭・地域が連携を図ることで次の4年間につなぎます。そして、0歳から15歳までのすべての子どもに、「生きる力」の根幹を支え、主体的に学ぶ力の源となる「自己肯定感」と豊かでたくましい心の根幹を支える「自己有用感」を育み、知・徳・体をバランスよく身に付けた子どもたちを育てていきます。



0歳 1歳 2歳 3歳 4歳 5歳 6歳 7歳 8歳 9歳 10歳 11歳 12歳 13歳 14歳 15歳

「遊び（生活）」
感動する「心」

各教科等の「学び」
豊かな、たくましい「心」

専門性の高い「学び」
自立する「心」

2 学力向上への取組の推進

教育委員会では、児童生徒の学力向上を最重要課題の一つとしてとらえ、成果指標を定め、その達成に向けて取り組んできたところです。その結果、年度や教科によって差はあるものの、埼玉県学力・学習状況調査の平均正答率との差を着実に縮める傾向にあります。その一方で、平成27年度に行われた全国学力・学習状況調査では国・県の平均正答率の差が広がるという結果も出ており、引き続き学力向上への取組を、更に推進していくことが求められる状況にあります。

こうした状況を踏まえ、すべての児童生徒が「確かな学力」を身に付けるためには、児童生徒の実態と育ちに応じた取組の充実が今まで以上に必要となります。

そのためにも、学習機会の拡充や授業改善を図ります。また、落ち着いた学習環境づくりを行うとともに、児童生徒の学習意欲を高めます。

そして、幼保小中を一貫した草加の教育を推進することで、「確かな学力」の素地をつくります。

3 文化財の保護と活用をとおした魅力あるまちづくりの推進

市内に残る貴重な文化財を地域共有の財産として将来にわたり継承していくためには、文化財の有効な活用を活かした長期的な展望に立った施策が必要となります。

今後、施策の方向性や具体的な取組を示した「草加市文化財保護基本計画」を見直し、その施策の柱となる文化財保護意識の高揚、文化財保護体制の確立、文化財保護の拠点施設となる歴史民俗資料館の整備を図ります。

また、平成26年3月に国の名勝に指定された「おくのほそ道の風景地 草加松原」については、草加市が全国に誇れる財産として、その保護の指針となる保存活用計画を策定し、観光や産業の面からも活用が図れるよう市長部局と連携し、魅力あるまちづくりに努めます。

